

国立大学法人山形大学職員給与規則

(平成16年4月1日制定)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人山形大学就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）の給与について定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の給与の支給等に関しては、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当として支給する。

2 基本給には、基本給の調整額及び教職調整額を含むものとする。

3 諸手当は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、衛生管理手当、産業医手当、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、航空手当、種雄牛馬取扱手当、死体処理手当、防疫等作業手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、山上等作業手当、夜間看護等手当、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、多学年学級担当手当、教育業務連絡指導手当、極地観測手当、特地勤務手当、義務教育等教員特別手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、診療従事教員等特別手当、オンコール手当、時間外救急診療従事手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び寒冷地手当とする。

(給与の支給日)

第4条 基本給は、毎月17日（第1項から第4項までにおいて「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは15日に、支給定日が土曜日に当たるときは16日とし、支給定日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは18日に支給する。

2 基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに、欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の基本給において精算する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その精算時期を遅らせることがある。

3 管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、衛生管理手当、産業医手当、放射線取扱手当、特地勤務手当、義務教育等教員特別手当及び診療従事教員等特別手当は、その月の支給定日に支給する。

4 高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、航空手当、種雄牛馬取扱手当、死体処理手当、防疫等作業手当、異常圧力内作業手当、山上等作業手当、夜間看護等手当、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、多学年学級担当手当、教育業務連絡指導手当、極地観測手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、

オンコール手当及び時間外救急診療従事手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の支給定日に支給する。

5 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当は、6月30日及び12月10日（この項において「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは支給定日の前日に支給する。

6 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の17日（この項において「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が所定休日に当たった場合の取扱いは、第1項の取扱いに準ずるものとする。

（非常時払）

第5条 前条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、職員が次に掲げる非常の場合の費用に充てるため請求をしたときは、その請求の日までの基本給及び諸手当を第7条に規定する日割計算により支給する。職員が退職し若しくは解雇されたとき又は国立大学法人山形大学（以下「本学」という。）が特に必要と認めたとときも、同様とする。

(1) 職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病に罹り、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。

(2) 職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

（給与の支給原則等）

第6条 給与は、職員に直接、その全額を現金で支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するものは、給与から控除して支給する。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 共済組合保険料

(4) 雇用保険料

(5) 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの

3 第1項の規定にかかわらず、労働省通知（昭和50年2月25日基発第112号）に基づく協定により認められ、職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における職員の預貯金口座へ振り込むことにより支給する。

（日割計算等）

第7条 月の途中で、職員となった者、昇給、降給等により基本給の額に異動を生じた者及び退職し、又は解雇された者の基本給は、日割計算に基づき支給する。

2 前項の日割計算は、当該月の総日数から国立大学法人山形大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（以下「勤務時間規則」という。）第10条に規定する所定休日（以下「所定休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として行う。

3 第1項の規定にかかわらず、職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したのものとして、基本給を支給する。

4 前3項の規定は、基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、教職調整額、義務教育等教員特別手当、衛生管理手当、産業医手当、放射線取扱手当、特地勤務手当、診療従事教員等特別手当及び寒冷地手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第8条 第47条から第49条まで及び第59条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給の月額(基本給に基本給の調整額を加えた額をいう。以下同じ。)及びこれらの給与に対する地域手当の月額、管理職手当、初任給調整手当、衛生管理手当、産業医手当、放射線取扱手当、特地勤務手当、診療従事教員等特別手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額及び寒冷地手当の月額の合計額を1か月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第47条から第49条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、航空手当、種雄牛馬取扱手当、死体処理手当、防疫等作業手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、山上等作業手当又は極地観測手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつてはその額を8で除した額)を前項に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第9条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与の額及び第47条から第49条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第10条 この規則により計算した給与の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本給

(基本給の決定)

第11条 基本給は、次条の基本給表に定める級及び号俸に基づき決定する。

(基本給表の種類等)

第12条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各基本給表の適用範囲は、それぞれ当該基本給表に定めるところによる。

- (1) 一般職基本給表(一) 別表第1
- (2) 一般職基本給表(二) 別表第2
- (3) 教育職基本給表(一) 別表第3
- (4) 教育職基本給表(二) 別表第4

- (5) 教育職基本給表(三) 別表第5
- (6) 医療職基本給表(一) 別表第6
- (7) 医療職基本給表(二) 別表第7
- (8) 指定職基本給表 別表第8

2 前項第1号から第7号に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務分類基準及び級別の資格基準は、別に定める。

3 本学の円滑な管理運営に資するため、前項の規定に基づく分類基準に照らし、かつ、予算の範囲内で職員定数及び職務の級の定数を別に定める。ただし、予算その他やむを得ない事由により改訂することができる。

4 第1項第8号に掲げる基本給表の適用を受ける職員(以下「指定職」という。)の基本給月額、同表に掲げる基本給月額のうち、その者の占める職に応じて別に定める号俸の額とする。

5 第1項の基本給表に定める基本給の額は、国家公務員の給与改定状況等を勘案し、これを改定するものとする。ただし、本学の財務状況その他やむを得ない事由により、基本給の額を据え置き、又は改定する場合は、この限りでない。

(初任給)

第13条 新たに職員として採用する者の初任給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等のほか、他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところによりその級及び号俸を決定する。

(昇格)

第14条 就業規則第9条の規定により昇任した職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に昇格させることができる。

2 勤務成績が優秀な職員については、総合的な能力評価に基づき、その者が従事する職務に応じ、1級上位の級に昇格させることができる。

3 職員を昇格させる場合のその者の基本給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定める。

(上位資格の取得等による昇格)

第15条 職員が現に受けている級より上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(降格)

第16条 就業規則第10条の規定により降任したときは、その者が従事する職務の下位の級に降格させることができる。

2 職員を降格させる場合のその者の基本給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定める。

(基本給表の適用を異にする異動等の場合の職務の級)

第17条 職員を基本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合又は基本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職務に異動させる場合の職務の級は、その異動後の職務に応じ決定する。

(昇給)

第18条 職員(指定職を除く。)は、次条に定める日に、同日前1年間における

その者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員（以下「特定職員」という。）にあっては、3号俸）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、55歳（一般職基本給表（二）の適用を受ける職員にあっては57歳）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸（特定職員にあっては、3号俸）」とあるのは、「2号俸」とする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 5 職員を昇給をさせる場合の号俸数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分に応じて、別に定める職員昇給号俸数表に定める号俸数とする。
- 6 前年の昇給日後に新たに職員となった職員又は同日後に新たに職員となったものとして号俸を決定された職員の昇給の号俸数は、第5項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数（別に定める職員にあっては、別に定める号俸数）とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 7 第5項又は前項の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は前条に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号俸）の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、第5項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。
- 8 第1項の規定にかかわらず、本学の財務状況その他やむを得ない事由がある場合には、昇給の時期を延期し、又は昇給を行わないことができる。

（昇給の時期）

第19条 前条第1項の規定による昇給の時期は、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

第20条 削除

（基本給の調整額）

第21条 職務の複雑さ、困難さ、責任の程度、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が、同じ職務の級に属する他の職員と比較して著しく特殊な職員については、その職務の特殊性に基づき、基本給の調整額を支給する。

- 2 前項の規定による基本給の調整額を支給する職は、別表第9に掲げる勤務箇所
- に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。

3 基本給の調整額は、当該職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて、別に定める調整基本額（その額が基本給月額 100 分の 4.5 を超えるときは、基本給月額 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に別表第9の調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が基本給月額 100 分の 2.5 を超えるときは、基本給月額 100 分の 2.5 に相当する額とする。

4 前3項に規定するもののほか、基本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（教職調整額）

第21条の2 附属小学校，附属中学校，附属養護学校及び附属幼稚園（以下「附属学校」という。）に勤務する副校長，副園長，教諭，養護教諭で，教育職基本給表（二）又は教育職基本給表（三）の適用を受ける者のうち，その職務の級が1級又は2級である場合に教職調整額を支給する。

2 前項の手当の額は、当該職員の基本給月額 100 分の 4 相当とする。

3 前2項に規定するもののほか、教職調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 諸手当

（管理職手当）

第22条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員（以下「管理職」という。）に支給する。ただし、指定職には、支給しない。

2 前項の管理職の範囲については、別に定める。

3 管理職手当の月額は、次の表に掲げる区分に応じて、同表の支給割合を基本給月額に乗じて得た額とする。

区分	支給割合
種	100 分の 2.5
種	100 分の 2.0
種	100 分の 1.6
種	100 分の 1.4
種	100 分の 1.2
種	100 分の 1.0
種	100 分の 0.8

4 管理職が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条に規定する業務災害又は通勤災害（以下「業務災害等」という。）に遭い、療養のため勤務しないことを本学が特に認めた場合を除く。）には、その月の管理職手当は支給しない。

5 前4項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定

める。

(初任給調整手当)

第23条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用され又は当該職に異動した職員(教育職基本給表(一)の適用を受ける職員であって、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証(以下「医師免許等」という。)を有する者に限る。)には、月額50,000円を超えない範囲内の額を採用又は異動(以下「採用等」という。)の日から35年以内の期間、採用等の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項に規定する職以外の職で特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用され又は当該職に異動した職員については、別に定める。

3 前2項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

第24条 扶養手当は、指定職以外の職員で扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族は、次の各号の一に該当する者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものとする。

(1) 配偶者(届け出をしないが、事実上職員と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族のうち2人までについては各6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円)、その他の扶養親族については1人につき5,000円とする。

4 前項の規定にかかわらず、扶養親族である子の中に、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合、その扶養手当の月額は、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を、同項の規定による額に加算した額とする。

5 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(地域手当)

第25条 地域手当は、次の各号の一に該当する職員に対して支給する。

(1) 本学の人事交流施策等に基づき、民間における賃金、物価及び生計費が特に

高い地域に所在する本学の出先の事務所，国の機関，他の国立大学法人又は独立行政法人等に出向等を命じられたとき。

(2) 民間における賃金，物価及び生計費が特に高い地域に所在する国の機関，他の国立大学法人又は独立行政法人等に常勤職員として現に6か月を超えて勤務する者が，本学の人事交流施策等に基づき本学に異動したとき。

2 地域手当の月額，基本給の月額，管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に，別に定める支給地域区分に応じた割合を乗じて得た額とする。ただし，前項第2号の規定により支給する場合には，当該異動の日から2年を経過するまでの間に限り支給するものとし，1年を経過し2年を経過するまでの間の支給割合は，支給地域区分に応じた支給割合に100分の80を乗じて得た割合とする。

3 他の国立大学法人，給与法の適用を受ける国家公務員，大学共同利用機関又は独立行政法人国立高等専門学校の職員で地域手当（これに相当するものを含む。以下同じ。）の支給を受けていた者（以下「国立大学法人職員等」という。）が，引き続き本学の職員となったときは，別に定める場合を除き当該国立大学法人職員等として受けていた地域手当の支給割合に基づき，前項の規定に準じて算出される地域手当を支給する。

4 検察官であった者又は国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員，独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員，郵政民営化法（平成17年法律第163号）第166条第1項の規定による解散前の日本郵政公社の職員，特別職に属する国家公務員，地方公務員，公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫の職員，国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人（国立大学法人を除く。）の職員その他これに準ずる職員であった者（以下「給与特例法適用職員等」という。）であった者が，引き続き本学の職員となった場合において，任用の事情を考慮して必要があると認めるときは，当該職員には第2項の規定に準じて地域手当を支給する。

5 前3項に規定するもののほか，地域手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

（住居手当）

第26条 住居手当は，指定職以外の職員で次の各号の一に該当する職員に対して支給する。

(1) 自ら居住するために住宅（貸間を含む。）を借り受け，月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員。ただし，国立大学法人，その他の独立行政法人等及び国の機関から有料宿舎を貸与され，使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。

(2) 自ら所有する住宅（これに準ずるものと本学が認めた住宅を含む。）に居住している職員で世帯主である者

(3) 第28条の規定により単身赴任手当を支給される職員で，配偶者が居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け，月額12,000円を超える家賃を

支払っている者又はこれらの者との権衡上必要があると認められる職員。ただし、国立大学法人、その他の独立行政法人等及び国の機関から有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員を除く。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 2,500円（当該住宅が当該職員等によって新築され、又は購入されたもので、新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの期間に限る。）

(3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第27条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額を支給する。

(1) 通勤のためバス等の公共交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員にあっては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、1か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員にあっては、自動車等の使用距離の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

自動車等の使用距離	手 当 額
-----------	-------

片道5 km未満	2,000円
片道5 km以上10 km未満	4,100円
片道10 km以上15 km未満	6,500円
片道15 km以上20 km未満	8,900円
片道20 km以上25 km未満	11,300円
片道25 km以上30 km未満	13,700円
片道30 km以上35 km未満	16,100円
片道35 km以上40 km未満	18,500円
片道40 km以上45 km未満	20,900円
片道45 km以上50 km未満	21,800円
片道50 km以上55 km未満	22,700円
片道55 km以上60 km未満	23,600円
片道60 km以上	24,500円

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員にあっては、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である職員（別に定める自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員を除く。）に支給する通勤手当の額は、第1号により算出した1か月当たりの運賃等相当額とし、その額が前号に掲げる額に満たないときは、前号に掲げる額とする。

(4) 前3号に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。）が片道2キロメートル未満である者には支給しない。ただし、別に定める交通機関又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者にとっては、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。（単身赴任手当）

第28条 単身赴任手当は、次の各号の一に該当する職員で、かつ、当該異動等に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他本学で別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった者で、当該異動の直前の住居から異動後の他の部署等に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められる者のうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する他の部署等に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らし困難であると認められない場合は、支給しない。

(1) 本学の人事交流施策に基づき、国の機関又は他の国立大学法人若しくは独立行政法人等からの異動又は在勤地外の本学の他の部署（以下「他の部署等」と

いう。)への異動など勤務場所の異動等があった職員

(2) 本学の人事交流施策に基づき、国の機関又は他の国立大学法人若しくは独立行政法人等に出向等の異動があった職員

2 前項の手当の額は、月額23,000円とする。ただし、職員の住居と配偶者の住居間の交通距離が本学で別に定める距離以上の職員にあっては、交通距離の区分に応じて23,000円に45,000円を超えない範囲で別に定める額を加算した額を支給する。

3 給与特例法適用職員等から引き続き本学の職員となり、これに伴い住居を移転し、父母の疾病その他本学で別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった者で、当該採用の直前の住居から採用後の他の部署等に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められる者のうち、単身で生活することを常況とする職員(採用の事情を考慮して必要があると認められる者に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして本学が別に定める職員については、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(衛生管理手当)

第28条の2 衛生管理手当は、指定職以外の職員で、国立大学法人山形大学職員安全衛生管理規則(以下「安全衛生管理規則」という。)第8条に規定する衛生管理者に選任された者に支給する。

2 衛生管理手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、衛生管理手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(産業医手当)

第28条の3 産業医手当は、指定職以外の職員で、安全衛生管理規則第10条に規定する産業医に選任された者に支給する。

2 産業医手当の月額は、10,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、産業医手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(高所作業手当)

第29条 高所作業手当は、次に掲げる場合にそれぞれの区分に応じて支給する。ただし、基本給の調整額を支給される職員には支給しない。

(1) 施設部に所属する職員が地上15メートル以上の足場の不安定な場所で、営繕工事の監督に従事したとき。

(2) 農学部所属する職員が地上10メートル以上の樹木上で行う種子採取等の作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業 作業に従事した日1日につき200円(当該作業が地上

30メートル以上の場所で行われたときは300円)とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

(2) 前項第2号の作業 作業に従事した日1日につき220円(当該作業が地上20メートル以上の場所で行われたときは320円)とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

3 この条から第43条までに規定する諸手当の支給に関し必要な事項は、特殊勤務手当として一括して別に定める。

(爆発物取扱等作業手当)

第30条 爆発物取扱等作業手当は、職員のうち一般職基本給表の適用を受ける職員が高圧ガスを製造し、又は充填する作業に直接従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、180円とする。

(航空手当)

第31条 航空手当は、職員が航空機に搭乗し、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1) 気象、地象又は水象の観測又は調査

(2) 水路又は陸路の測量

(3) 磁気探査又は核原料資源の調査

(4) 大気、海洋等の汚染状況の観測又は調査

(5) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査

2 前項の手当の額は、搭乗した時間1時間につき、次の表に掲げるとおりとする。

職員の職務の級	手当額
教育職基本給表(一)2級以上の級 一般職基本給表(一)2級以上の級	1,900円
教育職基本給表(一)1級 一般職基本給表(一)1級	1,200円

(種雄牛馬取扱手当)

第32条 種雄牛馬取扱手当は、農学部附属農場に所属する職員が種雄牛馬の精液の採取の作業に従事したとき又は種雄牛馬の自然交配若しくは精液の採取のため若しくはこれらの作業の準備のために種雄牛馬を御する作業に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき230円とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、140円とする。

(死体処理手当)

第33条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その手当の額は作業に従事した日1日につき、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において第1号及び第2号の作業の双方に従事した場合には、第2号の作業

に係る手当を支給しない。

(1) 医学部形態構造医学分野又は医学部附属病院病理部に所属する職員のうち、一般職基本給表又は医療職基本給表の適用を受ける職員が、当該分野における死体の処理作業に従事したとき 3,200円

(2) 一般職基本給与表の適用を受ける職員が、本学における教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき 1,000円

(防疫等作業手当)

第34条 防疫等作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに本学がこれらに相当すると認める感染症の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に配置されている職員のうち、教育職基本給表（一）の適用を受ける職員以外の職員が感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した場合に支給する。ただし、基本給の調整額を支給される職員には支給しない。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき290円とする

(放射線取扱手当)

第35条 放射線取扱手当は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

(1) 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命じられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。

(2) 前号のほか、職員が電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第3条第1項に規定する管理区域内において、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが認められた場合における、その期間中の当該職員の従事した放射線業務で別に定めるものに従事したとき。

2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第36条 異常圧力内作業手当は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

(1) 高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事したとき。

(2) 潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき。

(3) 別に定める潜水船に乗り組んで潜水して行う海中又は海底の観測又は調査の作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業 作業に従事した時間1時間につき、気圧の区分に応じ次の表に定める額

気圧の区分	手当額
0.2メガパスカルまで	210円
0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

- (2) 前項第2号の作業 作業に従事した時間1時間につき、潜水深度の区分に応じ次の表に定める額。ただし、特に困難な作業で心身に著しい負担を与えると本学が認めるものに従事した場合は、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額とする。

潜水深度の区分	手当額
20メートルまで	310円
30メートルまで	780円
30メートルを超えるとき	1,500円

- (3) 前項第3号の作業 作業に従事した時間1時間につき、職員の職務の級に応じ次の表に定める額。ただし、潜水深度が300メートルを超える海中における作業に従事した場合は、同表に定める額にその100分の30に相当する額を加算した額とする。

職務の級	手当額
一般職基本給表(一)4級以上の級 教育職基本給表(一)3級以上の級	2,200円
一般職基本給表(一)4級,3級 教育職基本給表(一)2級	1,700円
一般職基本給表(一)1級 教育職基本給表(一)1級	1,400円

(山上等作業手当)

第37条 山上等作業手当は、次の各号の一に該当する場合に支給する。

- (1) 職員が勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所として本学が認めるもので火山現象に関する現地観測の作業に従事したとき。
 - (2) 一般職基本給表の適用を受ける職員が、勤務環境の劣悪な山上等の演習林において、チェーンソーを使用して行う伐採作業、刈払機を使用して行う下刈作業又は架線を使用して行う集材若しくは運材の作業に従事したとき。
- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる額とする。
- (1) 前項第1号の作業 410円
 - (2) 前項第2号の作業 260円
- (夜間看護等手当)

第38条 夜間看護等手当は、次の各号の一に該当する場合に支給する。

(1) 助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）に行われる看護等の業務に従事したとき。

(2) 医療職基本給表の適用を受ける職員が、所定の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し、本学が別に定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務 勤務の区分に応じて、次の表に定める額

勤務の区分	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	6,800円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	3,300円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	2,900円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,000円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,000円

(2) 前項第2号の業務 1,620円

3 助産師、看護師又は准看護師（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第27条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受けている職員を除く。）が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における第1項第1号の業務に係る手当額については、前項第1号の規定にかかわらず、職員の区分に応じて、次の表に定める額を加算した額とする。

教職員の区分	手当額
通勤距離（通勤手当の認定にかかる総通勤距離をいう。以下同じ。）が片道5キロメートル未満の職員	380円
通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員	760円
通勤距離が片道10キロメートル以上の職員	1,140円

（教員特殊業務手当）

第39条 教員特殊業務手当は、附属学校に勤務する副校長、副園長、教諭及び養護教諭で教育職基本給表（二）又は教育職基本給表（三）の2級又は1級の者が、次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与える程度の場合に支給する。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

ア 非常災害時における児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）若し

くは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ 児童又は生徒の負傷，疾病等に伴う救急の業務

ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

- (2) 当該学校が計画し，かつ，実施する修学旅行，林間・臨海学校等において，児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの
- (3) 本学が別に定める対外運動競技等において，児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は所定休日に行うもの
- (4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で所定休日に行うもの
- (5) 入学試験における受験生の監督，採点又は合格判定の業務で所定休日に行うもの

2 前項の手当の額は，業務に従事した日1日につき，次の各号に掲げる業務の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号アの業務 3,200円

ただし，被害が特に甚大な非常災害と本学が特に認めた災害で，心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては，6,400円とする。

(2) 前項第1号イ及びウの業務 3,000円

(3) 前項第2号及び第3号の業務 1,700円

(4) 前項第4号の業務 1,200円

(5) 前項第5号の業務 900円

（教育実習等指導手当）

第40条 教育実習等指導手当は，附属学校に勤務する副校長，副園長，教諭又は養護教諭が，本学又は本学各学部の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずると認める業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は，業務に従事した日1日につき720円とする。

（多学年学級担当手当）

第41条 多学年学級担当手当は，附属小学校又は附属中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教諭で，次に掲げる者以外の者が当該学級における授業又は指導に従事した場合に支給する。

(1) 2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者

(2) 2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない者

2 前項の手当の額は，授業又は指導に従事した日1日につき，次の各号に掲げる額とする。

(1) 3の学年の児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導 350円

(2) 2の学年の児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導 290円

(教育業務連絡指導手当)

第42条 教育業務連絡指導手当は、附属学校(附属幼稚園を除く)に置かれる主任等で、かつ、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる者で、その職務が困難であるとして次に掲げるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事した場合に支給する。ただし、3学級未満の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事及び3学級未満の学年に置かれる学年主任を除く。

(1) 小学校 教務主任、学年主任、研究主任及び教育実習主任(6学級以上の場合に限る。)

(2) 中学校 教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任及び教育実習主任(6学級以上の場合に限る。)

(3) 養護学校 教務主任、学年主任、生徒指導主事、高等部に置かれる進路指導主事、学科主任、研究主任及び教育実習主任(6学級以上の場合に限る。)

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき200円とする。

(極地観測手当)

第43条 極地観測手当は、職員が南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、越冬して行う業務に従事した場合にあっては、その100分の30に相当する額を加算した額とする。

(1) 一般職基本給表(一)7級以上、教育職基本給表(一)5級、教育職基本給表(二)及び教育職基本給表(三)4級以上の者 4,100円

(2) 一般職基本給表(一)4級以上6級以下、教育職基本給表(一)3級及び4級、教育職基本給表(二)及び教育職基本給表(三)2級及び3級の者 3,100円

(3) 一般職基本給表(一)3級、教育職基本給表(一)2級の者 2,400円

(4) 一般職基本給表(一)2級、教育職基本給表(一)及び教育職基本給表(二)並びに教育職基本給表(三)1級の者 2,000円

(特地勤務手当)

第44条 特地勤務手当は、生活の著しく不便な地に所在する農学部附属演習林又は蔵王山寮(以下「特地施設」という。)に勤務する職員に対して支給する。

2 前項の手当の月額、基本給及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で別に定める。

3 職員が施設を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する施設が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する施設又はその移転した施設が特地施設に該当するときは、当該職員には、別に定めるところにより、当該異動又は施設の移転の日から3年以内の期間(当該異動又は施設の移転の日から起算して3年を経過する際に別に定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間)、基本給及び扶養手当の月額の合計額の100分の6を超えない範囲内の月額(以下「特地加算額」という。)を加算して支給する

4 他の国立大学法人の職員又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける国家公務員であった者（以下「国立大学法人職員等」という。）又は給与特例法適用職員等であった者から引き続き本学の職員となり特設施設に勤務することとなったことに伴い住居を移転した職員には前項の規定に準じて、特設加算額を支給する。

5 前4項に規定するもののほか、特設勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（義務教育等教員特別手当）

第45条 義務教育等教員特別手当は、附属学校の副校長、副園長、教諭及び養護教諭に対して支給する。

2 前項の手当の月額は、20,200円を超えない範囲内で、職員の職務の級及び号俸の区分に応じて別に定めるとおりとする。

3 前2項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第46条 削除

（超過勤務手当）

第47条 勤務時間規則第7条第1項及び第8条第1項に基づき、超過勤務を命じられた職員には、当該超過勤務を命じられ勤務した時間1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間の場合は、100分の150）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、管理職及び指定職には、超過勤務手当を支給しない。

3 前2項に規定するもののほか、超過勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（休日手当）

第48条 勤務時間規則第7条第1項及び第8条第1項に基づき、休日勤務を命じられた職員には、当該休日勤務を命じられ勤務した時間1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間の場合は、100分の160）を乗じて得た額を休日手当として支給する。ただし、当該休日勤務の代替として、勤務時間規則第11条第2項の規定に基づき代休を指定する場合には、勤務1時間につき100分の35（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間の場合は、100分の60）を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理職及び指定職には、休日手当を支給しない。

3 前2項に規定するもののほか、休日手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（夜勤手当）

第49条 勤務時間規則第9条第1項に基づき、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）に勤務することを命じられた職員には、当該勤務を命じられ勤務した時間1時間につき、第8条に規定す

る勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、夜勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(宿日直手当)

第50条 勤務時間規則第12条第1項に基づき、宿直又は日直を命じられた職員には、次の各号に掲げる宿日直勤務の区分に応じて、当該宿日直勤務1回につき、当該各号に掲げる額を支給する。

(1) 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁舎の監視を目的とする勤務 4,200円

(2) 附属病院における入院患者の病状の急変等に対処するための医師免許等を有する教授、助教授、講師及び助手(以下「医師等」という。)の宿日直勤務 10,000円

- 2 附属病院の検査部、放射線部及び薬剤部において、所定の勤務時間帯に宿直相当勤務が含まれる職員には、当該宿直相当勤務1回につき、宿日直手当として、5,900円を支給する。

- 3 前2項の勤務は、第47条から第49条までの勤務には含まれないものとする。
(診療従事教員等特別手当)

第50条の2 診療従事教員等特別手当は、附属病院において診療及び診療教育指導の業務に従事する医師等に対して支給する。

- 2 前項の手当の月額額は、15,000円とする。

- 3 前2項に規定するもののほか、診療従事教員等特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(オンコール手当)

第50条の3 オンコール手当は、次に掲げる医師等に対して支給する。

(1) 勤務時間外・所定休日における救急外来患者及び病状が急変した入院患者の診療(以下「救急対応」という。)のために待機を命じられた医師等

(2) 前号の者からの要請により救急対応を行った医師等

(3) 救急対応を行った宿日直勤務の医師等

- 2 前項の手当の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 待機 1回につき 6,000円

(2) 救急対応 重症度の区分に応じて、次の表に定める額(各1回につき)

重症度の区分	手当額
軽度	3,000円
中度	6,000円
重度	9,000円

- 3 前2項に規定するもののほか、オンコール手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(時間外救急診療従事手当)

第50条の4 時間外救急診療従事手当は、附属病院の救急部において時間外救急外来患者診療の業務に従事する医師等に対して支給する。

- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる勤務1回につき、当該各号に定める額と

する。

- (1) 8時間勤務 14,000円
- (2) 16時間勤務 28,000円

3 前2項に規定するもののほか、時間外救急診療従事手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第51条 期末手当は、第4条第5項に規定する支給日の属する月の初日（以下この条から第53条までにおいて「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（指定職を除く。）に対して、基準日から起算して前6か月間（以下この条から第53条までにおいて「算定基礎期間」という。）における在職期間等に応じ支給する。ただし、基準日前1か月以内に退職（死亡を含む。以下この条から第53条までにおいて同じ。）し、又は解雇された職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する職員に対しては、期末手当を支給しない。

(1) 基準日に在職する者のうち、次に掲げる職員

ア 就業規則第12条第1項の規定に基づく休職期間中の職員のうち、給与の支給を受けていない者

イ 就業規則第12条第1項第2号の規定に基づく休職期間中の職員

ウ 就業規則第42条第1項第3号の規定に基づく停職期間中の職員

エ 就業規則第37条の規定に基づき育児休業をしている職員であって、算定基礎期間において勤務した期間のない者

オ 就業規則第38条の規定に基づき介護休業をしている職員であって、算定基礎期間において勤務した期間のない者

カ 大学院修学休業規則第2条の規定により大学院修学休業をしている職員

(2) 基準日前1か月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

ア その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合

イ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において、給与法の適用職員となった場合

ウ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において、国の機関又は他の法人等の職員となった者（本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。）

3 前項に規定する場合のほか、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由がある職員については、期末手当を支給せず、又はその支給を一時差し止めることができる。

4 前2項に規定するもののほか、本学の財務状況その他やむを得ない事由により、期末手当を支給せず、又はその支給日を遅らせることができる。

5 期末手当の額は、期末手当基礎額（基準日又は退職等の日現在の基本給の月額等（別に定める諸手当等を含む。）をいう。）に、次の期別支給率を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて別に定める在職期間支給率を乗じて得た額とす

る。ただし、この条及び次条において、第22条第3項に定める管理職手当に係る区分が種又は種の職を占める職員のうち、一般職基本給表(一)7級以上の職員及び教育職基本給表(一)5級の職員を特定幹部職員という。

期別支給率

基準日	一般の職員	特定幹部職員	再雇用職員
6月1日	100分の140	100分の120	100分の75
12月1日	100分の160	100分の140	100分の85

6 前5項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第52条 勤勉手当は、本学全体の業績を勘案しつつ、基準日にそれぞれ在職する職員(指定職を除く。)に対して、算定基礎期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。ただし、基準日前1か月以内に退職し、又は解雇された職員(前条第2項第2号に定める職員を除く。)についても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、基準日に在職する者のうち、次の各号の一に該当する職員に対しては、勤勉手当を支給しない。

(1) 就業規則第12条第1項の規定に基づく休職期間中の職員(業務災害等によるものを除く。)

(2) 就業規則第42条第1項第3号の規定に基づく停職期間中の職員

(3) 就業規則第37条の規定に基づき育児休業をしている職員であって、算定基礎期間において勤務した期間のない者

(4) 就業規則第38条の規定に基づき介護休業をしている職員であって、算定基礎期間において勤務した期間のない者

(5) 大学院修学休業規則第2条の規定により大学院修学休業をしている職員

3 前項に規定する場合のほか、勤勉手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由がある職員については、勤勉手当を支給せず、又はその支給を一時差し止めることができる。

4 前2項に規定するもののほか、本学の財務状況その他やむを得ない事由により、勤勉手当を支給せず、又はその支給日を遅らせることができる。

5 勤勉手当の額は、基準日又は退職等の日現在の基本給の月額等(別に定める諸手当等を含む。以下「勤勉手当基礎額」という。)を基礎として次の成績率を乗じて得た額に、その者の勤務期間に応じて別に定める勤務期間支給率を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、第1項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の72.5(特定幹部職員にあっては100分の92.5)を乗じて得た額の総額の範囲とする。

成績率

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員	再雇用職員	
			6月期	12月期
特に優秀	100分の145以下	100分の185以下		

	100分の86以上	100分の111以上		
優秀	100分の86未満	100分の111未満	100分の35超	100分の40超
	100分の78.5以上	100分の101以上		
良好	100分の71	100分の91	100分の35	100分の40
上記以外の者	100分の71未満	100分の91未満	100分の35未満	100分の40未満

6 前5項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末特別手当)

第53条 期末特別手当は、基準日にそれぞれ在職する指定職に対して支給する。

ただし、基準日前1か月以内に退職し、又は解雇された職員（第51条第2項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額（基準日又は退職等の日現在の基本給の月額等（別に定める諸手当等を含む。）をいう。）に、次の期別支給率を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて別に定める在職期間支給率を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じて定める額を減じて得た額）とする。

期別支給率

基準日	支給割合
6月1日	100分の160
12月1日	100分の175

3 第51条第2項から第4項までの規定は、期末特別手当の支給に準用する。

4 前3項に規定するもののほか、期末特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(寒冷地手当)

第54条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）に次項に定める地域に在勤する職員（以下「支給対象職員」という。）に対し支給するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

(1) 本邦外にある職員（次項に規定する扶養親族のある職員に該当する職員を除く。）

(2) 就業規則第12条第1項の規定に基づく休職期間中の職員のうち給与の支給を受けていない者

(3) 就業規則第12条第1項第2号の規定に基づく休職期間中の職員

(4) 就業規則第42条第1項第3号の規定に基づく停職期間中の職員

(5) 就業規則第37条の規定に基づき育児休業をしている職員

(6) 就業規則第38条の規定に基づき介護休業をしている職員

(7) 大学院修学休業規則第2条の規定に基づき大学院修学休業をしている職員

- 2 寒冷地手当の額は、基準日における勤務地域等の区分及び世帯等の区分に応じ、平成17年度においては次に掲げる額を支給する。なお、平成18年度以降における寒冷地手当の額は、おって定める。

表1

区 分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
山形市内の各部局	17,800円	10,200円	7,360円
備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律200号）別表に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、第28条の規定による単身赴任手当を支給されるもの（別に定める職員に限る。）及びこれに準ずるものとして別に定めるものを含まないものとする。			

表2

区 分	世帯等の区分			
	世帯主である職員			その他の職員
	扶養親族が3人以上ある職員	扶養親族が1人又は2人ある職員	扶養親族のない職員	
米沢市内の各部局 農学部附属演習林	26,040円	20,600円	10,200円	7,360円
鶴岡市内の部局 (農学部附属演習林を除く。)	36,040円	30,600円	18,780円	12,940円
備考 扶養親族は、第24条第2項に規定する扶養親族をいう。				

- 3 前2項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 給与の特例等

(休職者の給与)

第55条 職員が業務災害等による傷病により、就業規則第12条第1項第1号の

規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与の全額（労災保険法第14条に規定する休業補償給付（休業特別支給金を含む。）又は傷病補償年金を受けたときは、これを控除した額）を支給する。

- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職に付された場合には、その休職期間が1年（結核性疾患にあつては2年）に達するまでは、基本給の月額、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、附属学校の職員にあつては、当該休職が結核性疾患によるものである場合は、その休職期間が2年（特に必要と認められる場合は3年）まで給与の全額を支給する。
- 3 職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第12条第1項第2号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職期間中、基本給の月額、教職調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60の範囲内で、給与を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第12条第1項第3号、第4号及び第5号の規定に基づく休職に付された場合には、平成19年度までの間、その休職の期間中、基本給の月額、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の30（就業規則第12条第1項第3号に該当する場合であつて当該職員が業務災害等に遭つたと認められるときは、100分の100）の範囲内で、給与を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第12条第1項第7号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給の月額、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当、期末特別手当のそれぞれ100分の70（特に必要と認められる場合は100分の100以内）の給与を支給することができる。
- 6 休職期間中の職員に対しては、他に別段の定めのない限り、前5項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。
- 7 前6項に規定するほか、休職者の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。（育児休業者等の給与）

第56条 職員が就業規則第37条の規定に基づき、育児休業等をする場合の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 国立大学法人山形大学職員の育児休業等に関する規則（以下「育児休業等規則」という。）第3条の規定に基づき育児休業（以下「育児休業」という。）をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 育児休業をしている職員のうち次に掲げるものに該当する職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を支給することができる。
 - ア 第51条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員
 - イ 第52条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員
- (3) 月の中途において育児休業の開始又は終了となつた場合には、第7条の規定

を準用して支給する。

(4) 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をしていた期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより基本給月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

(5) 育児休業等規則第13条の規定に基づき育児部分休業（以下「育児部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない場合には、第59条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項に規定するもののほか、育児休業者等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（介護休業者の給与）

第57条 職員が就業規則第38条の規定に基づき、介護休業等をする場合の給与については、次の各号に定めるところによる。

(1) 国立大学法人山形大学職員の介護休業等に関する規則（以下「介護休業等規則」という。）第3条の規定に基づき介護休業（以下「介護休業」という。）をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 介護休業をしている職員のうち次に掲げるものに該当する職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を支給することができる。

ア 第51条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員

イ 第52条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員

(3) 月の中途において介護休業の開始又は終了となった場合には、第7条の規定を準用して支給する。

(4) 介護休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をしていた期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより基本給月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

(5) 介護休業等規則第13条の規定に基づき介護部分休業（以下「介護部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない場合には、第59条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項に規定するもののほか、介護休業者等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（病気休暇、特別休暇の期間中における給与の取扱い）

第58条 勤務時間規則第23条に規定する病気休暇及び第24条に規定する特別休暇の期間中における給与の取扱いについては、別に定める。

（給与の減額）

第59条 職員が勤務しなかった場合には、勤務時間規則第10条及び第11条の規定による休日、休日の振替日及び休日の代休日である場合又は勤務時間規則第

19条に規定する休暇による場合その他勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷若しくは疾病（業務災害等による負傷若しくは疾病を除く。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（別に定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（当該疾病が結核性疾患による場合にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給の半額を減ずる。

3 前項に規定するもののほか、基本給の半減に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 雑則

（その他必要な事項）

第60条 再雇用職員には、第23条、第24条、第25条第1項第2号、第26条、第28条、第44条及び第54条の規定は適用しない。

2 この規則に定めるもののほか、給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立大学法人山形大学職員給与規則第1条に規定する職員のうち、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、給与法第6条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた職員の施行日における第12条第1項に規定する基本給表は、次の表のとおりとし、別に辞令が発せられない限り、それぞれ適用する。

俸給表名	基本給表名
行政職俸給表(一)	一般職基本給表(一)
行政職俸給表(二)	一般職基本給表(二)
教育職俸給表(一)	教育職基本給表(一)
教育職俸給表(二)	教育職基本給表(二)
教育職俸給表(三)	教育職基本給表(三)
医療職俸給表(二)	医療職基本給表(一)
医療職俸給表(三)	医療職基本給表(二)
指定職俸給表	指定職基本給表

3 前項の適用を受ける職員の施行日における基本給月額については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級及び号俸と同一とする。

4 施行日から平成18年3月31日までにおける第21条第1項の適用を受ける

職員の基本給の調整額の支給額については、同条第3項の規定にかかわらず、人事院規則9-6-25（平成7年10月25日）の定めるところにより、支給することができる。

附 則

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（職務の級の切替え）

2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、その者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める級とする。

（号俸の切替え）

3 切替日の前日において改正前の別表第1から別表第8までの基本給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

（職務の級における最高の号俸を超える基本給月額等の切替え）

4 切替日の前日において改正前の別表第1から別表第7までの基本給表に定める職務における最高の号俸を超える基本給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は基本給月額は、別に定める。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（基本給の切替えに伴う経過措置）

6 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額（以下「旧基本給月額」という。）に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

- 7 前項において、その者の旧級及び旧号俸に応じて附則別表第3に定める額を旧基本給月額とみなす。
- 8 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員（第6項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、基本給を支給する。
- 9 切替日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前3項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前3項の規定に準じて、基本給を支給する。
- 10 前4項の規定による基本給を支給される職員に関する改正後の給与規則において、「基本給月額」とあるのは、「基本給月額と改正後の附則第6項から第9項までの規定による基本給の額との合計額」とする。
（平成22年3月31日までの間における給与規則の適用に関する特例）
- 11 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第18条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

（休職者給与の特例）

- 12 この規則施行の際現に改正前の国立大学法人山形大学職員給与規則第55条第4項の規定に基づき休職者の給与を受けている者は、なお従前の例による。
- 13 平成20年度以降における改正後の国立大学法人山形大学職員給与規則第55条第4項の取扱いは、おって定める。

別表第 1

一般職基本給表(一)

職員 の 区分	職務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700	534,200
	2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800	537,400
	3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900	540,600
	4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000	543,800
	5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100	547,000
	6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200	549,500
	7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300	552,000
	8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400	554,500
	9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400	557,000
	10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500	558,900
	11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600	560,800
	12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700	562,700
	13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700	564,500
	14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100	566,000
	15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500	567,500
	16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900	569,000
	17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500
	18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900	571,700
	19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900
	20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100
	21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300
	22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700	
	23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200	
	24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700	
	25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000	
	26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200	
	27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400	
	28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600	
	29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800	
	30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700	
	31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600	
	32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500	
	33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400	
	34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300	
	35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200	
	36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100	
	37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000	
	38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900	
	39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800	
	40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700	
	41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600	
	42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200		

職員 の 区分	職務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000		
	44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800		
	45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600		
	46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100			
	47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900			
	48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700			
	49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300			
	50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100			
	51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900			
	52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700			
	53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300			
	54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100			
	55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900			
	56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700			
	57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300			
	58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100			
	59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900			
	60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700			
	61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300			
	62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200				
	63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900				
	64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600				
	65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100				
	66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800				
	67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500				
	68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200				
	69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700				
	70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400				
	71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100				
	72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800				
	73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300				
	74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000				
	75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700				
	76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400				
	77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900				
	78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200					
	79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900					
	80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600					
	81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100					
	82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800					
	83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500					
	84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200					
	85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700					
	86	240,100	296,400	345,300	386,800						
	87	240,800	296,800	345,800	387,400						

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	88	241,500	297,200	346,300	388,000						
	89	242,300	297,500	346,700	388,700						
	90	242,800	297,900	347,200	389,300						
	91	243,300	298,300	347,700	389,900						
	92	243,800	298,700	348,200	390,500						
	93	244,100	298,900	348,500	391,200						
	94		299,300	349,000							
	95		299,700	349,500							
	96		300,100	350,000							
	97		300,300	350,300							
	98		300,700	350,800							
	99		301,100	351,300							
	100		301,500	351,800							
	101		301,700	352,100							
	102		302,100	352,500							
	103		302,500	352,900							
	104		302,900	353,300							
	105		303,100	353,800							
	106		303,500	354,200							
	107		303,900	354,600							
	108		304,300	355,000							
	109		304,500	355,500							
	110		304,900	355,900							
	111		305,300	356,300							
	112		305,700	356,700							
113		305,900	357,200								
114		306,300									
115		306,700									
116		307,100									
117		307,300									
118		307,600									
119		307,900									
120		308,200									
121		308,600									
122		308,900									
123		309,200									
124		309,500									
125		309,900									
再任 用職 員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600	534,200

- 備考 1 この表は、他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。
2 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で学長が定めるものの基本給月額は、この表の額にかかわらず、179,200円とする。

別表第2

一般職基本給表(二)

職員 の 区分	職務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	120,200	171,200	194,800	247,700	279,700
	2	121,100	172,700	196,200	249,100	281,600
	3	122,000	174,200	197,600	250,500	283,500
	4	122,900	175,700	199,000	251,900	285,400
	5	123,900	177,100	200,500	253,100	287,300
	6	124,900	178,600	202,000	254,400	289,200
	7	125,900	180,100	203,500	255,700	291,100
	8	126,900	181,600	205,000	257,000	293,000
	9	127,700	183,100	206,500	258,100	294,700
	10	128,700	184,400	208,100	259,400	296,500
	11	129,700	185,700	209,700	260,700	298,300
	12	130,700	187,000	211,300	262,000	300,100
	13	131,500	188,400	212,700	263,100	301,700
	14	132,500	189,600	214,400	264,300	303,400
	15	133,500	190,800	216,100	265,500	305,100
再	16	134,500	192,000	217,800	266,700	306,800
任	17	135,600	193,300	219,300	267,900	308,400
用	18	136,800	194,600	220,500	269,100	310,100
職	19	138,000	195,900	221,700	270,300	311,800
員	20	139,200	197,200	222,900	271,500	313,500
以	21	140,300	198,300	224,200	272,500	315,000
外	22	141,500	199,600	225,800	273,600	316,500
の	23	142,700	200,900	227,400	274,700	318,000
職	24	143,900	202,200	229,000	275,800	319,500
員	25	145,100	203,600	230,700	276,900	321,100
	26	146,600	204,900	232,200	278,000	322,600
	27	148,100	206,200	233,700	279,100	324,100
	28	149,600	207,500	235,200	280,200	325,600
	29	151,000	208,800	236,600	281,300	327,200
	30	152,500	210,100	238,000	282,400	328,500
	31	154,000	211,400	239,400	283,500	329,800
	32	155,500	212,700	240,800	284,600	331,100
	33	157,000	213,800	242,100	285,500	332,400
	34	158,800	215,200	243,500	286,600	333,700
	35	160,600	216,600	244,900	287,700	335,000
	36	162,400	218,000	246,300	288,800	336,300
	37	164,200	219,200	247,600	289,700	337,600
	38	165,900	220,500	249,000	290,700	338,900
	39	167,600	221,800	250,400	291,700	340,200
	40	169,300	223,100	251,800	292,700	341,500
	41	170,900	224,200	253,000	293,600	342,700
	42	172,300	225,400	254,300	294,600	343,900

職員 の 区分	職務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	43	173,700	226,600	255,600	295,600	345,100
	44	175,100	227,800	256,900	296,600	346,300
	45	176,600	229,000	258,000	297,400	347,400
	46	178,000	230,200	259,200	298,300	348,500
	47	179,400	231,400	260,400	299,200	349,600
	48	180,800	232,600	261,600	300,100	350,700
	49	182,100	233,800	262,900	301,000	351,900
	50	183,300	235,000	264,100	301,900	352,900
	51	184,500	236,200	265,300	302,800	353,900
	52	185,700	237,400	266,500	303,700	354,900
	53	186,800	238,600	267,600	304,500	355,900
	54	187,900	239,600	268,800	305,300	356,800
	55	189,000	240,600	270,000	306,100	357,700
	56	190,100	241,600	271,200	306,900	358,600
	57	191,200	242,700	272,200	307,700	359,500
	58	192,300	243,700	273,300	308,500	360,400
	59	193,400	244,700	274,400	309,300	361,300
	60	194,500	245,700	275,500	310,100	362,200
	61	195,600	246,700	276,600	310,700	363,100
	62	196,600	247,600	277,700	311,400	364,000
	63	197,600	248,500	278,800	312,100	364,900
	64	198,600	249,400	279,900	312,800	365,800
	65	199,400	250,400	281,000	313,500	366,500
	66	200,300	251,200	281,900	314,100	367,100
	67	201,200	252,000	282,800	314,700	367,700
	68	202,100	252,800	283,700	315,300	368,300
	69	203,000	253,600	284,600	316,000	368,800
	70	203,700	254,200	285,400	316,500	
	71	204,400	254,800	286,200	317,000	
	72	205,100	255,400	287,000	317,500	
	73	205,900	255,900	287,900	317,800	
	74	206,700	256,400	288,700	318,300	
	75	207,500	256,900	289,500	318,800	
	76	208,300	257,400	290,300	319,300	
	77	208,900	258,000	291,100	319,600	
	78	209,600	258,500	291,700	320,000	
	79	210,300	259,000	292,300	320,400	
80	211,000	259,500	292,900	320,800		
81	211,700	259,900	293,400	321,300		
82	212,400	260,200	294,000	321,700		
83	213,100	260,500	294,600	322,100		
84	213,800	260,800	295,200	322,500		
85	214,500	261,200	295,700	322,900		
86	215,200	261,600	296,300	323,300		
87	215,900	262,000	296,900	323,700		

職員 の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	88	216,600	262,400	297,500	324,100	
	89	217,200	262,600	297,900	324,400	
	90	217,800	263,000	298,400	324,800	
	91	218,400	263,400	298,900	325,200	
	92	219,000	263,800	299,400	325,600	
	93	219,500	264,200	299,900	325,900	
	94	220,000	264,600	300,400	326,300	
	95	220,500	265,000	300,900	326,700	
	96	221,000	265,400	301,400	327,100	
	97	221,600	265,600	301,800	327,400	
	98	222,100	265,900	302,300	327,800	
	99	222,600	266,200	302,800	328,200	
	100	223,100	266,500	303,300	328,600	
	101	223,700	266,900	303,700	328,900	
	102	224,300	267,200	304,100		
	103	224,900	267,500	304,500		
	104	225,500	267,800	304,900		
	105	225,900	268,100	305,300		
	106	226,400	268,400	305,700		
	107	226,900	268,700	306,100		
	108	227,400	269,000	306,500		
	109	227,800	269,300	306,900		
	110	228,300	269,600	307,300		
	111	228,800	269,900	307,700		
	112	229,300	270,200	308,100		
	113	229,800	270,500	308,400		
	114	230,300	270,800	308,800		
	115	230,800	271,100	309,200		
	116	231,300	271,400	309,600		
	117	231,700	271,700	309,900		
	118	232,100	272,000	310,300		
119	232,500	272,300	310,700			
120	232,900	272,600	311,100			
121	233,300	272,800	311,400			
122		273,100	311,800			
123		273,400	312,200			
124		273,700	312,600			
125		273,800	312,800			
126		274,100	313,200			
127		274,400	313,600			
128		274,700	314,000			
129		274,800	314,200			
130		275,100	314,600			
131		275,400	315,000			

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	132		275,700	315,400		
	133		275,800	315,600		
	134		276,100			
	135		276,400			
	136		276,700			
	137		276,800			
再任 用職員		192,700	204,200	226,400	247,700	279,700

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で学長の定めるものに適用する。

別表第3

教育職基本給表(一)

職員 の 区分	職務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	160,300	202,200	263,500	317,000	409,100	547,400
	2	162,300	204,400	266,600	320,500	411,600	550,600
	3	164,300	206,600	269,700	324,000	414,100	553,800
	4	166,300	208,800	272,800	327,500	416,600	557,000
	5	168,200	210,900	275,900	331,100	419,200	560,200
	6	170,700	213,100	278,800	334,600	421,700	562,700
	7	173,200	215,300	281,700	338,100	424,200	565,200
	8	175,700	217,500	284,600	341,600	426,700	567,700
	9	178,200	219,800	287,600	345,200	429,000	570,200
	10	180,900	222,200	290,600	348,500	431,500	572,100
	11	183,600	224,600	293,600	351,800	434,000	574,000
	12	186,300	227,000	296,600	355,100	436,500	575,900
	13	189,000	229,300	299,600	358,400	438,800	577,700
	14	190,900	231,700	302,400	361,000	441,200	579,200
	15	192,800	234,100	305,200	363,600	443,600	580,700
	16	194,700	236,500	308,000	366,200	446,000	582,200
	17	196,700	238,700	310,700	368,900	448,500	583,700
	18	198,500	241,800	313,500	371,200	450,900	584,700
	19	200,300	244,900	316,300	373,500	453,300	585,700
	20	202,100	248,000	319,100	375,800	455,700	586,700
	21	203,900	251,100	321,700	378,000	458,200	587,800
	22	205,800	254,200	324,500	380,100	460,600	
	23	207,700	257,300	327,300	382,200	463,000	
	24	209,600	260,400	330,100	384,300	465,400	
	25	211,600	263,400	332,700	386,300	467,900	
	26	213,700	266,500	335,200	388,200	470,300	
	27	215,800	269,600	337,700	390,100	472,700	
	28	217,900	272,700	340,200	392,000	475,100	
	29	219,900	275,800	342,600	394,000	477,500	
	30	222,200	278,600	344,800	395,800	479,900	
	31	224,500	281,400	347,000	397,600	482,300	
	32	226,800	284,200	349,200	399,400	484,700	
	33	229,200	287,100	351,500	401,300	487,100	
	34	231,100	290,100	353,800	403,100	489,400	
	35	233,000	293,100	356,100	404,900	491,700	
	36	234,900	296,100	358,400	406,700	494,000	
	37	236,800	299,100	360,500	408,300	496,300	
	38	238,900	301,500	362,600	410,000	498,300	
	39	241,000	303,900	364,700	411,700	500,300	
	40	243,100	306,300	366,800	413,400	502,300	
	41	245,300	308,600	368,800	415,100	504,400	
	42	247,300	310,000	370,700	416,800	506,300	

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	43	249,300	311,400	372,600	418,500	508,200	
	44	251,300	312,800	374,500	420,200	510,100	
	45	253,200	314,100	376,500	421,700	512,100	
	46	255,200	315,300	378,300	423,300	514,000	
	47	257,200	316,500	380,100	424,900	515,900	
	48	259,200	317,700	381,900	426,500	517,800	
	49	261,100	318,700	383,800	428,100	519,800	
	50	262,500	319,800	385,600	429,400	521,700	
	51	263,900	320,900	387,400	430,700	523,600	
	52	265,300	322,000	389,200	432,000	525,500	
	53	266,500	323,200	390,800	433,200	527,500	
	54	267,800	324,300	392,400	434,300	529,200	
	55	269,100	325,400	394,000	435,400	530,900	
	56	270,400	326,500	395,600	436,500	532,600	
	57	271,800	327,600	397,000	437,700	534,400	
	58	273,000	328,700	398,500	438,800	535,700	
	59	274,200	329,800	400,000	439,900	537,000	
	60	275,400	330,900	401,500	441,000	538,300	
	61	276,400	332,000	402,900	442,100	539,600	
	62	277,500	333,100	404,400	443,200	540,600	
	63	278,600	334,200	405,900	444,300	541,600	
	64	279,700	335,300	407,400	445,400	542,600	
	65	280,700	336,300	408,800	446,400	543,400	
	66	281,800	337,400	410,000	447,400	544,300	
	67	282,900	338,500	411,200	448,400	545,200	
	68	284,000	339,600	412,400	449,400	546,100	
	69	285,000	340,600	413,600	450,500	547,000	
	70	286,100	341,700	414,600	451,500	547,900	
	71	287,200	342,800	415,600	452,500	548,800	
	72	288,300	343,900	416,600	453,500	549,700	
	73	289,200	344,800	417,600	454,600	550,600	
	74	290,300	345,800	418,500	455,600	551,500	
	75	291,400	346,800	419,400	456,600	552,400	
	76	292,500	347,800	420,300	457,600	553,300	
	77	293,400	348,900	421,000	458,600	554,200	
	78	294,400	349,900	421,600	459,300	555,100	
	79	295,400	350,900	422,200	460,000	556,000	
	80	296,400	351,900	422,800	460,700	556,900	
	81	297,500	352,900	423,400	461,500	557,800	
	82	298,400	353,900	424,000	462,200		
	83	299,300	354,900	424,600	462,900		
	84	300,200	355,900	425,200	463,600		
	85	301,100	356,800	425,700	464,100		
	86	302,000	357,500	426,300	464,800		
	87	302,900	358,200	426,900	465,500		

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	88	303,800	358,900	427,500	466,200		
	89	304,600	359,700	428,000	466,700		
	90	305,300	360,300	428,600	467,400		
	91	306,000	360,900	429,200	468,100		
	92	306,700	361,500	429,800	468,800		
	93	307,400	362,100	430,200	469,300		
	94	308,000	362,600	430,700	470,000		
	95	308,600	363,100	431,200	470,700		
	96	309,200	363,600	431,700	471,400		
	97	309,900	364,200	432,300	471,900		
	98	310,500	364,700	432,800	472,600		
	99	311,100	365,200	433,300	473,300		
	100	311,700	365,700	433,800	474,000		
	101	312,300	366,300	434,400	474,500		
	102	312,800	366,800	434,900			
	103	313,300	367,300	435,400			
	104	313,800	367,800	435,900			
	105	314,300	368,400	436,500			
	106	314,700	368,900	437,000			
	107	315,100	369,400	437,500			
	108	315,500	369,900	438,000			
	109	315,900	370,500	438,600			
	110	316,300	371,000	439,100			
	111	316,700	371,500	439,600			
	112	317,100	372,000	440,100			
	113	317,400	372,600	440,700			
	114	317,800	373,100	441,200			
	115	318,200	373,600	441,700			
	116	318,600	374,100	442,200			
	117	318,900	374,600	442,800			
	118	319,300	375,100				
	119	319,700	375,600				
120	320,100	376,100					
121	320,400	376,600					
122	320,800	377,100					
123	321,200	377,600					
124	321,600	378,100					
125	321,800	378,600					
126	322,200	379,100					
127	322,600	379,600					
128	323,000	380,100					
129	323,200	380,600					
130	323,600	381,100					
131	324,000	381,600					
132	324,400	382,100					

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	133	324,600	382,600				
	134	325,000	383,100				
	135	325,400	383,600				
	136	325,800	384,100				
	137	326,000	384,600				
	138	326,300	385,100				
	139	326,600	385,600				
	140	326,900	386,100				
	141	327,300	386,600				
	142	327,600					
	143	327,900					
	144	328,200					
	145	328,600					
	146	328,900					
	147	329,200					
	148	329,500					
	149	329,900					
150	330,200						
151	330,500						
152	330,800						
153	331,200						
154	331,500						
155	331,800						
156	332,100						
157	332,500						
再任 用職員		238,800	287,200	299,500	322,500	409,100	547,400

備考 この表は、教授、助教授、講師、助手その他の職員で学長が定めるものに適用する。

別表第 4

教育職基本給表(二)

職員 の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円
	1	147,000	190,500	331,500	424,900
	2	148,500	192,200	333,800	426,800
	3	150,000	193,900	336,100	428,700
	4	151,500	195,600	338,400	430,600
	5	153,100	197,400	340,700	432,500
	6	154,900	199,100	343,000	434,400
	7	156,700	200,800	345,300	436,300
	8	158,500	202,500	347,600	438,200
	9	160,300	204,300	349,800	440,000
	10	162,300	206,200	352,000	441,900
	11	164,300	208,100	354,200	443,800
	12	166,300	210,000	356,400	445,700
	13	168,200	211,700	358,600	447,500
	14	170,400	213,700	360,700	449,400
	15	172,600	215,700	362,800	451,300
	16	174,800	217,700	364,900	453,200
	17	177,100	219,600	366,900	455,000
	18	179,600	222,300	368,900	456,900
	19	182,100	225,000	370,900	458,800
	20	184,600	227,700	372,900	460,700
	21	187,100	230,500	375,000	462,500
	22	188,800	233,400	377,000	464,400
	23	190,500	236,300	379,000	466,300
	24	192,200	239,200	381,000	468,200
	25	193,700	242,000	382,900	470,000
	26	195,400	244,900	384,900	471,700
	27	197,100	247,800	386,900	473,400
	28	198,800	250,700	388,900	475,100
	29	200,300	253,600	390,800	476,900
	30	202,000	256,300	392,800	478,600
	31	203,700	259,000	394,800	480,300
	32	205,400	261,700	396,800	482,000
	33	207,000	264,400	398,700	483,700
	34	208,800	267,100	400,500	484,700
	35	210,600	269,800	402,300	485,700
	36	212,400	272,500	404,100	486,700
	37	214,100	275,200	405,700	487,800
	38	215,900	277,900	407,300	
	39	217,700	280,600	408,900	
	40	219,500	283,300	410,500	
	41	221,400	285,900	412,200	
	42	223,200	288,600	413,800	

職員 の 区分	職務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	43	225,000	291,300	415,400	
	44	226,800	294,000	417,000	
	45	228,700	296,500	418,700	
	46	230,500	299,200	420,300	
	47	232,300	301,900	421,900	
	48	234,100	304,600	423,500	
	49	235,800	307,100	425,200	
	50	237,600	309,600	426,800	
	51	239,400	312,100	428,400	
	52	241,200	314,600	430,000	
	53	242,900	317,000	431,700	
	54	244,700	319,200	433,300	
	55	246,500	321,400	434,900	
	56	248,300	323,600	436,500	
	57	250,000	325,900	438,200	
	58	251,700	328,100	439,800	
	59	253,400	330,300	441,400	
	60	255,100	332,500	443,000	
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	61	256,800	334,700	444,700	
	62	258,500	336,900	446,300	
	63	260,200	339,100	447,900	
	64	261,900	341,300	449,500	
	65	263,600	343,500	451,200	
	66	265,300	345,700	452,800	
	67	267,000	347,900	454,400	
	68	268,700	350,100	456,000	
	69	270,200	352,100	457,600	
	70	271,700	354,200	459,200	
	71	273,200	356,300	460,800	
	72	274,700	358,400	462,400	
	73	276,000	360,400	463,900	
	74	277,400	362,400	464,900	
	75	278,800	364,400	465,900	
	76	280,200	366,400	466,900	
	77	281,600	368,400	467,700	
	78	282,800	370,100		
	79	284,000	371,800		
	80	285,200	373,500		
	81	286,500	375,200		
	82	287,700	376,700		
	83	288,900	378,200		
	84	290,100	379,700		
	85	291,400	381,200		
	86	292,600	382,700		
	87	293,800	384,200		

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	88	295,000	385,700		
	89	296,200	387,200		
	90	297,400	388,600		
	91	298,600	390,000		
	92	299,800	391,400		
	93	300,800	392,900		
	94	302,000	394,200		
	95	303,200	395,500		
	96	304,400	396,800		
	97	305,400	398,200		
	98	306,500	399,300		
	99	307,600	400,400		
	100	308,700	401,500		
	101	309,600	402,600		
	102	310,700	403,700		
	103	311,800	404,800		
	104	312,900	405,900		
	105	313,800	406,800		
	106	314,700	407,800		
	107	315,600	408,800		
	108	316,500	409,800		
	109	317,500	410,700		
	110	318,100	411,600		
	111	318,700	412,500		
	112	319,300	413,400		
	113	320,000	414,100		
	114	320,500	414,900		
	115	321,000	415,700		
	116	321,500	416,500		
	117	322,100	417,300		
	118	322,600	418,100		
	119	323,100	418,900		
	120	323,600	419,700		
	121	324,200	420,500		
	122	324,700	421,000		
	123	325,200	421,500		
	124	325,700	422,000		
	125	326,300	422,400		
	126	326,700	422,900		
	127	327,100	423,400		
	128	327,500	423,900		
	129	327,800	424,300		
	130	328,200	424,800		
	131	328,600	425,300		
	132	329,000	425,800		

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	133	329,200	426,200		
	134	329,500	426,700		
	135	329,800	427,200		
	136	330,100	427,700		
	137	330,500	428,100		
	138	330,800			
	139	331,100			
	140	331,400			
	141	331,700			
	142	332,000			
	143	332,300			
	144	332,600			
	145	332,900			
	146	333,200			
	147	333,500			
148	333,800				
149	334,000				
150	334,300				
151	334,600				
152	334,900				
153	335,100				
再 任 用 職 員		235,300	279,400	338,200	424,900

- 備考 1 この表は、附属養護学校に勤務する副校長、教諭、養護教諭その他の職員で学長の定める者に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で学長が定めるものの基本給月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 5

教育職基本給表(三)

職員 の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円
	1	147,000	162,400	286,100	414,500
	2	148,500	164,500	289,200	416,100
	3	150,000	166,600	292,300	417,700
	4	151,500	168,700	295,400	419,300
	5	153,100	170,700	298,400	421,000
	6	154,900	172,900	301,500	422,600
	7	156,700	175,100	304,600	424,200
	8	158,500	177,300	307,700	425,800
	9	160,300	179,600	310,700	427,300
	10	162,300	182,300	313,600	428,700
	11	164,300	185,000	316,500	430,100
	12	166,300	187,700	319,400	431,500
	13	168,200	190,500	322,300	432,900
	14	170,400	192,200	324,600	434,300
	15	172,600	193,900	326,900	435,700
	16	174,800	195,600	329,200	437,100
	17	177,100	197,400	331,500	438,400
	18	179,600	199,100	333,800	439,800
	19	182,100	200,800	336,100	441,200
	20	184,600	202,500	338,400	442,600
	21	187,100	204,300	340,700	443,900
	22	188,800	206,200	343,000	445,300
	23	190,500	208,100	345,300	446,700
	24	192,200	210,000	347,600	448,100
	25	193,700	211,700	349,800	449,400
	26	195,300	213,700	351,700	450,700
	27	196,900	215,700	353,600	452,000
	28	198,500	217,700	355,500	453,300
	29	200,200	219,600	357,400	454,600
	30	201,900	222,300	359,300	455,800
	31	203,600	225,000	361,200	457,000
	32	205,300	227,700	363,100	458,200
	33	206,800	230,500	364,900	459,400
	34	208,500	233,400	366,700	460,300
	35	210,200	236,300	368,500	461,200
	36	211,900	239,200	370,300	462,100
	37	213,500	242,000	372,200	463,000
	38	215,200	244,900	373,800	
	39	216,900	247,800	375,400	
	40	218,600	250,700	377,000	
	41	220,400	253,600	378,700	
	42	222,200	256,300	380,300	

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	43	224,000	259,000	381,900	
	44	225,800	261,700	383,500	
	45	227,700	264,400	385,100	
	46	229,500	267,100	386,700	
	47	231,300	269,800	388,300	
	48	233,100	272,500	389,900	
	49	234,900	275,200	391,400	
	50	236,700	277,900	392,900	
	51	238,500	280,600	394,400	
	52	240,300	283,300	395,900	
	53	241,900	285,900	397,500	
	54	243,700	288,600	398,900	
	55	245,500	291,300	400,300	
	56	247,300	294,000	401,700	
	57	249,000	296,500	403,200	
	58	250,600	299,200	404,600	
	59	252,200	301,900	406,000	
	60	253,800	304,600	407,400	
	61	255,500	307,100	408,700	
	62	257,100	309,600	410,100	
	63	258,700	312,100	411,500	
	64	260,300	314,600	412,900	
	65	261,800	317,000	414,100	
	66	263,400	319,200	415,300	
	67	265,000	321,400	416,500	
	68	266,600	323,600	417,700	
	69	268,300	325,900	418,800	
	70	269,800	328,100	420,000	
	71	271,300	330,300	421,200	
	72	272,800	332,500	422,400	
	73	274,100	334,700	423,400	
	74	275,400	336,900	424,200	
	75	276,700	339,100	425,000	
	76	278,000	341,300	425,800	
	77	279,400	343,300	426,700	
	78	280,600	345,200	427,500	
	79	281,800	347,100	428,300	
	80	283,000	349,000	429,100	
	81	284,300	350,800	429,900	
	82	285,500	352,600	430,600	
	83	286,700	354,400	431,300	
	84	287,900	356,200	432,000	
	85	289,000	357,900	432,700	
	86	290,000	359,600	433,400	
	87	291,000	361,300	434,100	

職員 の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	88	292,000	363,000	434,800	
	89	293,100	364,700	435,500	
	90	294,000	366,100	436,200	
	91	294,900	367,500	436,900	
	92	295,800	368,900	437,600	
	93	296,500	370,400	438,100	
	94	297,300	371,700		
	95	298,100	373,000		
	96	298,900	374,300		
	97	299,800	375,700		
	98	300,600	376,800		
	99	301,400	377,900		
	100	302,200	379,000		
	101	303,100	380,200		
	102	303,600	381,300		
	103	304,100	382,400		
	104	304,600	383,500		
	105	305,100	384,500		
	106	305,500	385,500		
	107	305,900	386,500		
	108	306,300	387,500		
	109	306,500	388,400		
	110	306,900	389,400		
	111	307,300	390,400		
	112	307,700	391,400		
	113	307,900	392,200		
	114	308,200	393,100		
	115	308,500	394,000		
	116	308,800	394,900		
	117	309,100	395,900		
	118	309,400	396,700		
	119	309,700	397,500		
120	310,000	398,300			
121	310,200	399,100			
122	310,500	399,900			
123	310,800	400,700			
124	311,100	401,500			
125	311,300	402,200			
126		402,900			
127		403,600			
128		404,300			
129		405,100			
130		405,800			
131		406,500			
132		407,200			

職員 の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員 以外の職員	133		407,700		
	134		408,300		
	135		408,900		
	136		409,500		
	137		409,900		
	138		410,500		
	139		411,100		
	140		411,700		
	141		412,100		
	142		412,700		
	143		413,300		
	144		413,900		
	145		414,300		
	146		414,900		
	147		415,500		
	148		416,100		
	149		416,500		
再任用職員		226,400	276,000	331,300	414,600

- 備考 1 この表は、附属小学校、附属中学校、附属幼稚園に勤務する副校長、副園長、
教諭、養護教諭その他の職員で学長が定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で学長が定める
ものの基本給月額はこの表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第6

医療職基本給表(一)

職員 の 区分	職務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	138,600	176,100	211,800	240,400	280,200	329,200	376,900	446,800
	2	140,000	177,700	213,400	242,100	282,400	331,400	379,600	449,400
	3	141,400	179,300	215,000	243,800	284,600	333,600	382,300	452,000
	4	142,800	180,900	216,600	245,500	286,800	335,800	385,000	454,600
	5	144,000	182,400	218,200	247,200	289,000	338,000	387,600	457,200
	6	145,700	184,000	219,900	248,900	291,200	340,200	390,300	459,800
	7	147,400	185,600	221,600	250,600	293,400	342,400	393,000	462,400
	8	149,100	187,200	223,300	252,300	295,600	344,600	395,700	465,000
	9	150,800	188,800	225,000	254,000	297,700	346,600	398,300	467,700
	10	152,500	190,500	226,800	255,700	299,900	348,800	400,800	470,300
	11	154,200	192,200	228,600	257,400	302,100	351,000	403,300	472,900
	12	155,900	193,900	230,400	259,100	304,300	353,200	405,800	475,500
	13	157,400	195,500	232,300	260,800	306,600	355,200	408,100	478,100
	14	159,300	197,100	234,000	262,700	308,700	357,300	410,300	479,600
	15	161,200	198,700	235,700	264,600	310,800	359,400	412,500	481,100
	16	163,100	200,300	237,400	266,500	312,900	361,500	414,700	482,600
	17	165,000	201,900	239,200	268,200	315,100	363,500	416,800	484,200
	18	166,900	203,600	240,900	270,100	317,200	365,600	418,900	485,700
	19	168,800	205,300	242,600	272,000	319,300	367,700	421,000	487,200
	20	170,700	207,000	244,300	273,900	321,400	369,800	423,100	488,700
	21	172,600	208,500	246,000	275,700	323,600	371,700	425,000	490,300
	22	174,100	210,100	247,700	277,600	325,600	373,800	426,600	491,800
	23	175,600	211,700	249,400	279,500	327,600	375,900	428,200	493,300
	24	177,100	213,300	251,100	281,400	329,600	378,000	429,800	494,800
	25	178,700	214,900	252,800	283,400	331,700	379,900	431,400	496,400
	26	180,200	216,600	254,500	285,300	333,700	381,800	432,700	497,900
	27	181,700	218,300	256,200	287,200	335,700	383,700	434,000	499,400
	28	183,200	220,000	257,900	289,100	337,700	385,600	435,300	500,900
	29	184,800	221,700	259,600	291,100	339,700	387,400	436,700	502,500
	30	186,100	223,500	261,400	293,000	341,600	389,200	438,000	503,700
	31	187,400	225,300	263,200	294,900	343,500	391,000	439,300	504,900
	32	188,700	227,100	265,000	296,800	345,400	392,800	440,600	506,100
	33	190,100	229,000	266,600	298,600	347,200	394,400	442,000	507,400
	34	191,500	230,700	268,400	300,400	349,100	395,700	443,300	508,400
	35	192,900	232,400	270,200	302,200	351,000	397,000	444,600	509,400
	36	194,300	234,100	272,000	304,000	352,900	398,300	445,900	510,400
	37	195,500	235,900	273,700	305,700	354,700	399,400	447,300	511,400
	38	196,800	237,600	275,400	307,400	356,400	400,600	448,100	
	39	198,100	239,300	277,100	309,100	358,100	401,800	448,900	
	40	199,400	241,000	278,800	310,800	359,800	403,000	449,700	
	41	200,600	242,600	280,500	312,600	361,400	404,100	450,300	
	42	201,800	244,200	282,200	314,300	362,700	404,900	451,100	

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	43	203,000	245,800	283,900	316,000	364,000	405,700	451,900	
	44	204,200	247,400	285,600	317,700	365,300	406,500	452,700	
	45	205,500	249,000	287,300	319,200	366,600	407,100	453,300	
	46	206,700	250,600	289,000	320,800	367,800	407,800	454,100	
	47	207,900	252,200	290,700	322,400	369,000	408,500	454,900	
	48	209,100	253,800	292,400	324,000	370,200	409,200	455,700	
	49	210,300	255,400	293,900	325,500	371,400	410,000	456,300	
	50	211,400	256,800	295,500	326,800	372,400	410,700	457,100	
	51	212,500	258,200	297,100	328,100	373,400	411,400	457,900	
	52	213,600	259,600	298,700	329,400	374,400	412,100	458,700	
	53	214,700	260,900	300,100	330,500	375,200	412,800	459,300	
	54	215,800	262,300	301,600	331,600	376,100	413,500		
	55	216,900	263,700	303,100	332,700	377,000	414,200		
	56	218,000	265,100	304,600	333,800	377,900	414,900		
	57	219,100	266,300	306,200	334,700	378,700	415,500		
	58	220,100	267,600	307,600	335,700	379,500	416,200		
	59	221,100	268,900	309,000	336,700	380,300	416,900		
	60	222,100	270,200	310,400	337,700	381,100	417,600		
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	61	223,200	271,300	311,700	338,500	381,700	418,100		
	62	224,300	272,600	313,000	339,200	382,400	418,800		
	63	225,400	273,900	314,300	339,900	383,100	419,500		
	64	226,500	275,200	315,600	340,600	383,800	420,200		
	65	227,400	276,400	317,000	341,300	384,400	420,700		
	66	228,300	277,500	317,800	342,000	385,100			
	67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800			
	68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500			
	69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000			
	70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600			
	71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200			
	72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800			
	73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500			
	74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100			
	75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700			
	76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300			
	77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000			
78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600				
79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200				
80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800				
81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500				
82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100				
83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700				
84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300				
85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000				
86		293,100	330,600	352,700					
87		293,400	331,000	353,100					

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	88		293,700	331,400	353,500				
	89		294,100	331,900	354,000				
	90		294,400	332,300	354,400				
	91		294,700	332,700	354,800				
	92		295,000	333,100	355,200				
	93		295,400	333,600	355,700				
	94		295,700	334,000	356,100				
	95		296,000	334,400	356,500				
	96		296,300	334,800	356,900				
	97		296,700	335,000	357,400				
	98		297,000	335,400	357,800				
	99		297,300	335,800	358,200				
	100		297,600	336,200	358,600				
	101		298,000	336,400	359,100				
	102		298,300	336,800	359,500				
103		298,600	337,200	359,900					
104		298,900	337,600	360,300					
105		299,200	337,800	360,800					
106				338,200					
107				338,600					
108				339,000					
109				339,200					
110				339,600					
111				340,000					
112				340,400					
113				340,600					
再任 用職 員		187,800	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200	373,100	436,600

備考 この表は、医学部附属病院等に勤務する薬剤師，栄養士その他の職員で学長が定めるものに適用する。

別表第7

医療職基本給表(二)

職員 の 区分	職務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	151,500	178,300	227,100	252,800	286,100	332,700	380,100
	2	152,900	180,400	228,900	254,300	288,100	334,900	382,800
	3	154,300	182,500	230,700	255,800	290,100	337,100	385,500
	4	155,700	184,600	232,500	257,300	292,100	339,300	388,200
	5	157,100	186,700	234,100	258,800	293,900	341,500	390,800
	6	158,600	189,000	235,600	260,400	295,800	343,700	393,300
	7	160,100	191,300	237,100	262,000	297,700	345,900	395,800
	8	161,600	193,600	238,600	263,600	299,600	348,100	398,300
	9	162,900	196,000	240,000	265,300	301,600	350,100	400,700
	10	164,500	197,400	241,500	266,900	303,500	352,200	403,100
	11	166,100	198,800	243,000	268,500	305,400	354,300	405,500
	12	167,700	200,200	244,500	270,100	307,300	356,400	407,900
	13	169,100	201,600	245,800	271,700	309,100	358,600	410,300
	14	171,100	203,100	247,200	273,300	310,900	360,700	412,500
	15	173,100	204,600	248,600	274,900	312,700	362,800	414,700
	16	175,100	206,100	250,000	276,500	314,500	364,900	416,900
	17	177,200	207,500	251,400	278,100	316,400	367,100	419,000
	18	179,300	209,000	252,900	279,600	318,100	369,200	421,200
	19	181,400	210,500	254,400	281,100	319,800	371,300	423,400
	20	183,500	212,000	255,900	282,600	321,500	373,400	425,600
	21	185,600	213,400	257,400	284,200	323,200	375,600	427,600
	22	187,800	215,100	259,000	285,800	324,800	377,800	429,500
	23	190,000	216,800	260,600	287,400	326,400	380,000	431,400
	24	192,200	218,500	262,200	289,000	328,000	382,200	433,300
	25	194,300	220,000	263,900	290,400	329,700	384,200	435,100
	26	195,600	221,700	265,500	292,200	331,300	386,200	436,800
	27	196,900	223,400	267,100	294,000	332,900	388,200	438,500
	28	198,200	225,100	268,700	295,800	334,500	390,200	440,200
	29	199,400	226,900	270,300	297,400	336,200	392,200	441,700
	30	200,700	228,400	271,900	299,100	337,800	394,100	443,300
	31	202,000	229,900	273,500	300,800	339,400	396,000	444,900
	32	203,300	231,400	275,100	302,500	341,000	397,900	446,500
	33	204,600	232,900	276,700	304,000	342,700	399,600	448,200
	34	205,900	234,400	278,200	305,600	344,300	401,400	449,800
	35	207,200	235,900	279,700	307,200	345,900	403,200	451,400
	36	208,500	237,400	281,200	308,800	347,500	405,000	453,000
	37	209,900	238,800	282,800	310,400	349,200	406,900	454,500
	38	211,300	240,200	284,300	312,000	350,800	408,700	456,000
	39	212,700	241,600	285,800	313,600	352,400	410,500	457,500
	40	214,100	243,000	287,300	315,200	354,000	412,300	459,000
	41	215,300	244,300	288,900	316,800	355,600	414,000	460,300
	42	216,700	245,700	290,500	318,300	357,200	415,700	461,200

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	43	218,100	247,100	292,100	319,800	358,800	417,400	462,100
	44	219,500	248,500	293,700	321,300	360,400	419,100	463,000
	45	220,900	249,900	295,100	322,800	362,000	420,600	464,000
	46	222,400	251,400	296,600	324,300	363,500	422,200	464,900
	47	223,900	252,900	298,100	325,800	365,000	423,800	465,800
	48	225,400	254,400	299,600	327,300	366,500	425,400	466,700
	49	226,700	255,900	301,000	328,600	368,000	427,100	467,700
	50	228,200	257,500	302,400	330,000	369,400	428,700	468,500
	51	229,700	259,100	303,800	331,400	370,800	430,300	469,300
	52	231,200	260,700	305,200	332,800	372,200	431,900	470,100
	53	232,600	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400	471,000
	54	234,000	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900	471,800
	55	235,400	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400	472,600
	56	236,800	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900	473,400
	57	238,300	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200	474,300
	58	239,700	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100	
	59	241,100	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000	
	60	242,500	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900	
	61	243,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800	
	62	245,300	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700	
	63	246,700	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600	
	64	248,100	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500	
	65	249,400	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400	
	66	250,900	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200	
	67	252,400	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000	
	68	253,900	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800	
	69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600	
	70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600		
	71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300		
	72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000		
	73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800		
	74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400		
	75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000		
	76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600		
	77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200		
	78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800		
	79	268,100	301,200	340,000	364,900	395,400		
	80	269,400	302,500	341,200	365,700	396,000		
	81	270,500	303,600	342,300	366,500	396,500		
	82	271,600	304,900	343,400	367,100	397,100		
	83	272,700	306,200	344,500	367,700	397,700		
	84	273,800	307,500	345,600	368,300	398,300		
	85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800		
	86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400		
	87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000		

職員 の 区分	職務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600		
	89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100		
	90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700		
	91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300		
	92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900		
	93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400		
	94	284,100	319,100	354,700	374,100			
	95	285,100	319,900	355,400	374,600			
	96	286,100	320,700	356,100	375,100			
	97	287,200	321,400	356,600	375,700			
	98	288,100	322,100	357,100	376,200			
	99	289,000	322,800	357,600	376,700			
	100	289,900	323,500	358,100	377,200			
	101	290,700	324,000	358,700	377,800			
	102	291,500	324,600	359,200	378,300			
	103	292,300	325,200	359,700	378,800			
	104	293,100	325,800	360,200	379,300			
	105	293,800	326,200	360,800	379,900			
	106	294,300	326,700	361,300	380,400			
	107	294,800	327,200	361,800	380,900			
	108	295,300	327,700	362,300	381,400			
	109	295,800	328,200	362,800	382,000			
	110	296,200	328,600	363,300	382,500			
	111	296,600	329,000	363,800	383,000			
	112	297,000	329,400	364,300	383,500			
	113	297,400	329,800	364,800	384,100			
	114	297,800	330,200	365,300				
	115	298,200	330,600	365,800				
	116	298,600	331,000	366,300				
	117	298,900	331,300	366,700				
	118	299,300	331,700	367,200				
	119	299,700	332,100	367,700				
120	300,100	332,500	368,200					
121	300,400	332,700	368,600					
122	300,800	333,100	369,100					
123	301,200	333,500	369,600					
124	301,600	333,900	370,100					
125	301,800	334,200	370,500					
126	302,200	334,600						
127	302,600	335,000						
128	303,000	335,400						
129	303,200	335,700						
130	303,600	336,100						
131	304,000	336,500						
132	304,400	336,900						

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	133	304,600	337,200					
	134	305,000	337,600					
	135	305,400	338,000					
	136	305,800	338,400					
	137	306,000	338,700					
	138	306,400	339,100					
	139	306,800	339,500					
	140	307,200	339,900					
	141	307,400	340,200					
	142	307,800	340,600					
	143	308,200	341,000					
	144	308,600	341,400					
	145	308,800	341,700					
	146	309,200	342,100					
	147	309,600	342,500					
	148	310,000	342,900					
	149	310,200	343,200					
	150	310,500	343,600					
	151	310,800	344,000					
	152	311,100	344,400					
	153	311,500	344,700					
	154	311,800						
	155	312,100						
	156	312,400						
	157	312,800						
	158	313,100						
	159	313,400						
	160	313,700						
	161	314,100						
	162	314,400						
163	314,700							
164	315,000							
165	315,400							
166	315,700							
167	316,000							
168	316,300							
169	316,700							
再任 用職 員		234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700	379,200

備考 この表は、医学部附属病院等に勤務する看護師，准看護師その他の職員で学長が定めるものに適用する。

別表第 8

指定職基本給表

号俸	俸給月額
	円
1	728,000
2	784,000
3	843,000
4	922,000
5	994,000
6	1,066,000
7	1,142,000
8	1,211,000

備考 この表は、学長が指定する職員に適用する。

別表第9 適用区分表

勤務箇所	職 員	調整数
1 大学院の研究科	(1) 医学系研究科（医学専攻及び生命環境医科学専攻），理工学研究科及び岩手大学大学院連合農学研究科の授業を常時担当する教授，助教授又は講師のうち，主任として博士課程に在学する学生に対する研究指導に従事する者。ただし，指導する学生の数が4人以上（医学系研究科（医学専攻）にあつては5人以上）である場合に限る。	3
	(2) 医学系研究科（医学専攻及び生命環境医科学専攻），理工学研究科及び岩手大学大学院連合農学研究科の授業を常時担当する教授，助教授又は講師又は主任として学生に対する研究指導に従事する教授，助教授又は講師。ただし，（1）に掲げる者を除く。	2
	(3) 社会文化システム研究科，教育学研究科，医学系研究科（看護学専攻）及び農学研究科の授業を常時担当する教授，助教授又は講師又は主任として学生に対する研究指導に従事する者	1
	(4) 医学系研究科（医学専攻及び生命環境医科学専攻），理工学研究科及び岩手大学大学院連合農学研究科に在学する学生の指導に常時従事する助手で，博士の学位を有する者又はそれと同等の研究業績を有する者	
2 医学部	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする職員（学長が定める者に限る。）	1
3 医学部附属動物実験施設	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員（学長が定める者に限る。）	1
4 医学部附属病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟（以下「結核病棟」という。）又は精神病患者を専ら入院させるための病棟（以下「精神病棟」という。）に勤務する看護助手	3
	(2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長（当該病棟のみを担当している者に限る。），看護師及び准看護師	2
	(3) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	
	(4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし，入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者及びその助手	
	(5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務（補助を含む。）	

	<p>を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを 常例とする診療放射線技術者及びその助手</p> <p>(6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする 作業療法技術職員及び作業手</p>	
	<p>(7) 結核病棟，精神病棟又は集中治療部に勤務する看護師長（(2)に掲げる者を除く。）並びに集中治療部に勤務する 看護師及び准看護師，助産師及び看護助手</p> <p>(8) 集中治療部に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師</p> <p>(9) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務職員</p> <p>(10) 医事課の職員で患者の環境調査，患者及び家族の医療， 身上相談等を行うことを常態とする医療ソーシャルワーカー</p>	1
5 附属養護学 校	<p>(1) 特殊教育に直接従事することを本務とする教諭及び養護 教諭</p> <p>(2) 授業を担当し，児童又は生徒に直接接することを常態と する副校長</p>	2

附則別表第1

職務の級の切替表

基本給表	旧 級	新 級
一般職基本給表(一)	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
10 級		
一般職基本給表(二)	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級

附則別表第2

イ 一般職基本給表(一)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧 級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21

旧号俵	経過期間	旧 級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		24	3月未滿			93	69	97	85		
3月以上6月未滿				94	70	98	86				
6月以上9月未滿				95	71	99	87				
9月以上12月未滿				96	72	100	88				
12月以上				97	73	101	89				
25	3月未滿			97	73	101					
	3月以上6月未滿			98	73	102					
	6月以上9月未滿			99	74	103					
	9月以上12月未滿			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未滿			101	75	105					
	3月以上6月未滿			102	75	106					
	6月以上9月未滿			103	76	107					
	9月以上12月未滿			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未滿			105	77						
	3月以上6月未滿			106	78						
	6月以上9月未滿			107	79						
	9月以上12月未滿			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未滿			109	81						
	3月以上6月未滿			110	82						
	6月以上9月未滿			111	83						
	9月以上12月未滿			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未滿			113							
	3月以上6月未滿			114							
	6月以上9月未滿			115							
	9月以上12月未滿			116							
	12月以上			117							
30	3月未滿			117							
	3月以上6月未滿			118							
	6月以上9月未滿			119							
	9月以上12月未滿			120							
	12月以上			121							
31	3月未滿			121							
	3月以上6月未滿			122							
	6月以上9月未滿			123							
	9月以上12月未滿			124							
	12月以上			125							
32	3月未滿			125							
	3月以上6月未滿			125							
	6月以上9月未滿			125							
	9月以上12月未滿			125							
	12月以上			125							

□ 一般職基本給表(二)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧 級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25

旧号俵	経過期間	旧 級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
12	3月未満	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未満	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未満	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未満	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未満	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未満	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未満	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未満	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未満	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未満	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未満	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未満	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未満	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未満	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未満	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未満	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未満	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未満	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未満	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未満	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未満	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未満	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未満	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69

旧号俵	経過期間	旧 級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
24	3月未満	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未満	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未満	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未満	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未満	105	105	87	113		
	3月以上6月未満	106	106	87	114		
	6月以上9月未満	107	107	88	115		
	9月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未満	109	109	89	117		
	3月以上6月未満	110	110	90	118		
	6月以上9月未満	111	111	91	119		
	9月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未満	113	113	93	121		
	3月以上6月未満	114	114	93	122		
	6月以上9月未満	115	115	94	123		
	9月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未満	117	117	95	125		
	3月以上6月未満	118	118	95	126		
	6月以上9月未満	119	119	96	127		
	9月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	121	122				
	6月以上9月未満	121	123				
	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

八 教育職基本給表(一)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間							
1	3月未満				1	1	1	1
	3月以上6月未満				1	1	1	1
	6月以上9月未満				1	1	1	1
	9月以上12月未満				1	1	1	1
	12月以上				1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1	1	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	4	1	1	1
	12月以上	13	13	13	5	1	1	1
5	3月未満	13	13	13	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	6	1	1	1
	6月以上9月未満	15	15	15	7	1	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	8	1	1	1
	12月以上	17	17	17	9	1	1	1
6	3月未満	17	17	17	9	1	1	1
	3月以上6月未満	18	18	18	10	2	1	1
	6月以上9月未満	19	19	19	11	3	1	1
	9月以上12月未満	20	20	20	12	4	1	1
	12月以上	21	21	21	13	5	1	1
7	3月未満	21	21	21	13	5	1	1
	3月以上6月未満	22	22	22	14	6	1	1
	6月以上9月未満	23	23	23	15	7	1	1
	9月以上12月未満	24	24	24	16	8	1	1
	12月以上	25	25	25	17	9	1	1
8	3月未満	25	25	25	17	9	1	1
	3月以上6月未満	26	26	26	18	10	1	1
	6月以上9月未満	27	27	27	19	11	1	1
	9月以上12月未満	28	28	28	20	12	1	1
	12月以上	29	29	29	21	13	1	1
9	3月未満	29	29	29	21	13	1	1
	3月以上6月未満	30	30	30	22	14	1	1
	6月以上9月未満	31	31	31	23	15	1	1
	9月以上12月未満	32	32	32	24	16	1	1
	12月以上	33	33	33	25	17	1	1
10	3月未満	33	33	33	25	17	1	1
	3月以上6月未満	34	34	34	26	18	1	1
	6月以上9月未満	35	35	35	27	19	1	1
	9月以上12月未満	36	36	36	28	20	1	1
	12月以上	37	37	37	29	21	1	1
11	3月未満	37	37	37	29	21	1	1
	3月以上6月未満	38	38	38	30	22	1	1
	6月以上9月未満	39	39	39	31	23	1	1
	9月以上12月未満	40	40	40	32	24	1	1
	12月以上	41	41	41	33	25	1	1

旧号俸	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間							
12	3月未滿		41	41	41	33	25	1
	3月以上6月未滿		42	42	42	34	26	1
	6月以上9月未滿		43	43	43	35	27	1
	9月以上12月未滿		44	44	44	36	28	1
	12月以上		45	45	45	37	29	1
13	3月未滿		45	45	45	37	29	1
	3月以上6月未滿		46	46	46	38	30	1
	6月以上9月未滿		47	47	47	39	31	1
	9月以上12月未滿		48	48	48	40	32	1
	12月以上		49	49	49	41	33	1
14	3月未滿		49	49	49	41	33	1
	3月以上6月未滿		50	50	50	42	34	1
	6月以上9月未滿		51	51	51	43	35	1
	9月以上12月未滿		52	52	52	44	36	1
	12月以上		53	53	53	45	37	1
15	3月未滿		53	53	53	45	37	1
	3月以上6月未滿		54	54	54	46	38	1
	6月以上9月未滿		55	55	55	47	39	1
	9月以上12月未滿		56	56	56	48	40	1
	12月以上		57	57	57	49	41	1
16	3月未滿		57	57	57	49	41	1
	3月以上6月未滿		58	58	58	50	42	1
	6月以上9月未滿		59	59	59	51	43	1
	9月以上12月未滿		60	60	60	52	44	1
	12月以上		61	61	61	53	45	1
17	3月未滿		61	61	61	53	45	1
	3月以上6月未滿		62	62	62	54	46	1
	6月以上9月未滿		63	63	63	55	47	1
	9月以上12月未滿		64	64	64	56	48	1
	12月以上		65	65	65	57	49	1
18	3月未滿		65	65	65	57	49	1
	3月以上6月未滿		66	66	66	58	50	1
	6月以上9月未滿		67	67	67	59	51	1
	9月以上12月未滿		68	68	68	60	52	1
	12月以上		69	69	69	61	53	1
19	3月未滿		69	69	69	61	53	1
	3月以上6月未滿		70	70	70	62	54	1
	6月以上9月未滿		71	71	71	63	55	1
	9月以上12月未滿		72	72	72	64	56	1
	12月以上		73	73	73	65	57	1
20	3月未滿		73	73	73	65	57	1
	3月以上6月未滿		74	74	74	66	58	2
	6月以上9月未滿		75	75	75	67	59	3
	9月以上12月未滿		76	76	76	68	60	4
	12月以上		77	77	77	69	61	5
21	3月未滿		77	77	77	69	61	5
	3月以上6月未滿		78	78	78	70	62	6
	6月以上9月未滿		79	79	79	71	63	7
	9月以上12月未滿		80	80	80	72	64	8
	12月以上		81	81	81	73	65	9
22	3月未滿		81	81	81	73	65	9
	3月以上6月未滿		82	82	82	74	66	9
	6月以上9月未滿		83	83	83	75	67	10
	9月以上12月未滿		84	84	84	76	68	10
	12月以上		85	85	85	77	69	11
23	3月未滿		85	85	85	77	69	11
	3月以上6月未滿		86	86	86	78	70	11
	6月以上9月未滿		87	87	87	79	71	12
	9月以上12月未滿		88	88	88	80	72	12
	12月以上		89	89	89	81	73	13

旧号俸	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間							
24	3月未滿		89	89	89	81		
	3月以上6月未滿		90	90	90	82		
	6月以上9月未滿		91	91	91	83		
	9月以上12月未滿		92	92	92	84		
	12月以上		93	93	93	85		
25	3月未滿		93	93	93	85		
	3月以上6月未滿		94	94	94	86		
	6月以上9月未滿		95	95	95	87		
	9月以上12月未滿		96	96	96	88		
	12月以上		97	97	97	89		
26	3月未滿		97	97	97	89		
	3月以上6月未滿		98	98	98	90		
	6月以上9月未滿		99	99	99	91		
	9月以上12月未滿		100	100	100	92		
	12月以上		101	101	101	93		
27	3月未滿		101	101	101			
	3月以上6月未滿		102	102	102			
	6月以上9月未滿		103	103	103			
	9月以上12月未滿		104	104	104			
	12月以上		105	105	105			
28	3月未滿		105	105	105			
	3月以上6月未滿		106	106	106			
	6月以上9月未滿		107	107	107			
	9月以上12月未滿		108	108	108			
	12月以上		109	109	109			
29	3月未滿		109	109				
	3月以上6月未滿		110	110				
	6月以上9月未滿		111	111				
	9月以上12月未滿		112	112				
	12月以上		113	113				
30	3月未滿		113	113				
	3月以上6月未滿		114	114				
	6月以上9月未滿		115	115				
	9月以上12月未滿		116	116				
	12月以上		117	117				
31	3月未滿		117	117				
	3月以上6月未滿		118	118				
	6月以上9月未滿		119	119				
	9月以上12月未滿		120	120				
	12月以上		121	121				
32	3月未滿		121	121				
	3月以上6月未滿		122	122				
	6月以上9月未滿		123	123				
	9月以上12月未滿		124	124				
	12月以上		125	125				
33	3月未滿		125	125				
	3月以上6月未滿		126	126				
	6月以上9月未滿		127	127				
	9月以上12月未滿		128	128				
	12月以上		129	129				
34	3月未滿		129	129				
	3月以上6月未滿		130	130				
	6月以上9月未滿		131	131				
	9月以上12月未滿		132	132				
	12月以上		133	133				
35	3月未滿		133					
	3月以上6月未滿		134					
	6月以上9月未滿		135					
	9月以上12月未滿		136					
	12月以上		137					

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間						
36	3月未滿	137					
	3月以上6月未滿	138					
	6月以上9月未滿	139					
	9月以上12月未滿	140					
	12月以上	141					
37	3月未滿	141					
	3月以上6月未滿	142					
	6月以上9月未滿	143					
	9月以上12月未滿	144					
	12月以上	145					
38	3月未滿	145					
	3月以上6月未滿	146					
	6月以上9月未滿	147					
	9月以上12月未滿	148					
	12月以上	149					
外1	3月未滿	149	133	109	93	73	
	3月以上6月未滿	150	134	110	94	74	
	6月以上9月未滿	151	135	111	95	75	
	9月以上12月未滿	152	136	112	96	76	
	12月以上	153	137	113	97	77	
外2	3月未滿	153	137	113	97	77	
	3月以上6月未滿	154	138	114	98	78	
	6月以上9月未滿	155	139	115	99	79	
	9月以上12月未滿	156	140	116	100	80	
	12月以上	157	141	117	101	81	
外3	3月未滿	157	141	117	101	81	
	3月以上6月未滿	157	141	117	101	81	
	6月以上9月未滿	157	141	117	101	81	
	9月以上12月未滿	157	141	117	101	81	
	12月以上	157	141	117	101	81	

二 教育職基本給表(二)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	4	1
	12月以上	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	8	1
	12月以上	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	12	4
	12月以上	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25

旧号俸	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間					
12	3月未滿		41	41	33	25
	3月以上6月未滿		42	42	34	26
	6月以上9月未滿		43	43	35	27
	9月以上12月未滿		44	44	36	28
	12月以上		45	45	37	29
13	3月未滿		45	45	37	29
	3月以上6月未滿		46	46	38	30
	6月以上9月未滿		47	47	39	31
	9月以上12月未滿		48	48	40	32
	12月以上		49	49	41	33
14	3月未滿		49	49	41	33
	3月以上6月未滿		50	50	42	34
	6月以上9月未滿		51	51	43	35
	9月以上12月未滿		52	52	44	36
	12月以上		53	53	45	37
15	3月未滿		53	53	45	37
	3月以上6月未滿		54	54	46	37
	6月以上9月未滿		55	55	47	37
	9月以上12月未滿		56	56	48	37
	12月以上		57	57	49	37
16	3月未滿		57	57	49	
	3月以上6月未滿		58	58	50	
	6月以上9月未滿		59	59	51	
	9月以上12月未滿		60	60	52	
	12月以上		61	61	53	
17	3月未滿		61	61	53	
	3月以上6月未滿		62	62	54	
	6月以上9月未滿		63	63	55	
	9月以上12月未滿		64	64	56	
	12月以上		65	65	57	
18	3月未滿		65	65	57	
	3月以上6月未滿		66	66	58	
	6月以上9月未滿		67	67	59	
	9月以上12月未滿		68	68	60	
	12月以上		69	69	61	
19	3月未滿		69	69	61	
	3月以上6月未滿		70	70	62	
	6月以上9月未滿		71	71	63	
	9月以上12月未滿		72	72	64	
	12月以上		73	73	65	
20	3月未滿		73	73	65	
	3月以上6月未滿		74	74	66	
	6月以上9月未滿		75	75	67	
	9月以上12月未滿		76	76	68	
	12月以上		77	77	69	
21	3月未滿		77	77	69	
	3月以上6月未滿		78	78	70	
	6月以上9月未滿		79	79	71	
	9月以上12月未滿		80	80	72	
	12月以上		81	81	73	
22	3月未滿		81	81	73	
	3月以上6月未滿		82	82	74	
	6月以上9月未滿		83	83	75	
	9月以上12月未滿		84	84	76	
	12月以上		85	85	77	
23	3月未滿		85	85	77	
	3月以上6月未滿		86	86	77	
	6月以上9月未滿		87	87	77	
	9月以上12月未滿		88	88	77	
	12月以上		89	89	77	

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
24	3月未滿	89	89		
	3月以上6月未滿	90	90		
	6月以上9月未滿	91	91		
	9月以上12月未滿	92	92		
	12月以上	93	93		
25	3月未滿	93	93		
	3月以上6月未滿	94	94		
	6月以上9月未滿	95	95		
	9月以上12月未滿	96	96		
	12月以上	97	97		
26	3月未滿	97	97		
	3月以上6月未滿	98	98		
	6月以上9月未滿	99	99		
	9月以上12月未滿	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未滿	101	101		
	3月以上6月未滿	102	102		
	6月以上9月未滿	103	103		
	9月以上12月未滿	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未滿	105	105		
	3月以上6月未滿	106	106		
	6月以上9月未滿	107	107		
	9月以上12月未滿	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未滿	109	109		
	3月以上6月未滿	110	110		
	6月以上9月未滿	111	111		
	9月以上12月未滿	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未滿	113	113		
	3月以上6月未滿	114	114		
	6月以上9月未滿	115	115		
	9月以上12月未滿	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未滿	117	117		
	3月以上6月未滿	118	118		
	6月以上9月未滿	119	119		
	9月以上12月未滿	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未滿	121	121		
	3月以上6月未滿	122	122		
	6月以上9月未滿	123	123		
	9月以上12月未滿	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未滿	125	125		
	3月以上6月未滿	126	126		
	6月以上9月未滿	127	127		
	9月以上12月未滿	128	128		
	12月以上	129	129		
34	3月未滿	129			
	3月以上6月未滿	130			
	6月以上9月未滿	131			
	9月以上12月未滿	132			
	12月以上	133			
35	3月未滿	133			
	3月以上6月未滿	134			
	6月以上9月未滿	135			
	9月以上12月未滿	136			
	12月以上	137			

旧号俸	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間					
36	3月未満		137			
	3月以上6月未満		138			
	6月以上9月未満		139			
	9月以上12月未満		140			
	12月以上		141			
37	3月未満		141			
	3月以上6月未満		142			
	6月以上9月未満		143			
	9月以上12月未満		144			
	12月以上		145			
38	3月未満		145			
	3月以上6月未満		146			
	6月以上9月未満		147			
	9月以上12月未満		148			
	12月以上		149			
39	3月未満		149			
	3月以上6月未満		150			
	6月以上9月未満		151			
	9月以上12月未満		152			
	12月以上		153			
40	3月未満		153			
	3月以上6月未満		153			
	6月以上9月未満		153			
	9月以上12月未満		153			
	12月以上		153			
外1	3月未満			129		
	3月以上6月未満			130		
	6月以上9月未満			131		
	9月以上12月未満			132		
	12月以上			133		
外2	3月未満			133		
	3月以上6月未満			134		
	6月以上9月未満			135		
	9月以上12月未満			136		
	12月以上			137		
外3	3月未満			137		
	3月以上6月未満			137		
	6月以上9月未満			137		
	9月以上12月未満			137		
	12月以上			137		

ホ 教育職基本給表(三)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	1
	6月以上9月未満	15	15	11	1
	9月以上12月未満	16	16	12	1
	12月以上	17	17	13	1
6	3月未満	17	17	13	1
	3月以上6月未満	18	18	14	2
	6月以上9月未満	19	19	15	3
	9月以上12月未満	20	20	16	4
	12月以上	21	21	17	5
7	3月未満	21	21	17	5
	3月以上6月未満	22	22	18	6
	6月以上9月未満	23	23	19	7
	9月以上12月未満	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
8	3月未満	25	25	21	9
	3月以上6月未満	26	26	22	10
	6月以上9月未満	27	27	23	11
	9月以上12月未満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3月未満	29	29	25	13
	3月以上6月未満	30	30	26	14
	6月以上9月未満	31	31	27	15
	9月以上12月未満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3月未満	33	33	29	17
	3月以上6月未満	34	34	30	18
	6月以上9月未満	35	35	31	19
	9月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3月未満	37	37	33	21
	3月以上6月未満	38	38	34	22
	6月以上9月未満	39	39	35	23
	9月以上12月未満	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25

旧号俸	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間					
12	3月未滿		41	41	37	25
	3月以上6月未滿		42	42	38	26
	6月以上9月未滿		43	43	39	27
	9月以上12月未滿		44	44	40	28
	12月以上		45	45	41	29
13	3月未滿		45	45	41	29
	3月以上6月未滿		46	46	42	30
	6月以上9月未滿		47	47	43	31
	9月以上12月未滿		48	48	44	32
	12月以上		49	49	45	33
14	3月未滿		49	49	45	33
	3月以上6月未滿		50	50	46	34
	6月以上9月未滿		51	51	47	35
	9月以上12月未滿		52	52	48	36
	12月以上		53	53	49	37
15	3月未滿		53	53	49	37
	3月以上6月未滿		54	54	50	37
	6月以上9月未滿		55	55	51	37
	9月以上12月未滿		56	56	52	37
	12月以上		57	57	53	37
16	3月未滿		57	57	53	
	3月以上6月未滿		58	58	54	
	6月以上9月未滿		59	59	55	
	9月以上12月未滿		60	60	56	
	12月以上		61	61	57	
17	3月未滿		61	61	57	
	3月以上6月未滿		62	62	58	
	6月以上9月未滿		63	63	59	
	9月以上12月未滿		64	64	60	
	12月以上		65	65	61	
18	3月未滿		65	65	61	
	3月以上6月未滿		66	66	62	
	6月以上9月未滿		67	67	63	
	9月以上12月未滿		68	68	64	
	12月以上		69	69	65	
19	3月未滿		69	69	65	
	3月以上6月未滿		70	70	66	
	6月以上9月未滿		71	71	67	
	9月以上12月未滿		72	72	68	
	12月以上		73	73	69	
20	3月未滿		73	73	69	
	3月以上6月未滿		74	74	70	
	6月以上9月未滿		75	75	71	
	9月以上12月未滿		76	76	72	
	12月以上		77	77	73	
21	3月未滿		77	77	73	
	3月以上6月未滿		78	78	74	
	6月以上9月未滿		79	79	75	
	9月以上12月未滿		80	80	76	
	12月以上		81	81	77	
22	3月未滿		81	81	77	
	3月以上6月未滿		82	82	78	
	6月以上9月未滿		83	83	79	
	9月以上12月未滿		84	84	80	
	12月以上		85	85	81	
23	3月未滿		85	85	81	
	3月以上6月未滿		86	86	82	
	6月以上9月未滿		87	87	83	
	9月以上12月未滿		88	88	84	
	12月以上		89	89	85	

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
24	3月未滿	89	89	85	
	3月以上6月未滿	90	90	86	
	6月以上9月未滿	91	91	87	
	9月以上12月未滿	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未滿	93	93	89	
	3月以上6月未滿	94	94	90	
	6月以上9月未滿	95	95	91	
	9月以上12月未滿	96	96	92	
	12月以上	97	97	93	
26	3月未滿	97	97	93	
	3月以上6月未滿	98	98	93	
	6月以上9月未滿	99	99	93	
	9月以上12月未滿	100	100	93	
	12月以上	101	101	93	
27	3月未滿	101	101		
	3月以上6月未滿	102	102		
	6月以上9月未滿	103	103		
	9月以上12月未滿	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未滿	105	105		
	3月以上6月未滿	106	106		
	6月以上9月未滿	107	107		
	9月以上12月未滿	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未滿	109	109		
	3月以上6月未滿	110	110		
	6月以上9月未滿	111	111		
	9月以上12月未滿	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未滿	113	113		
	3月以上6月未滿	114	114		
	6月以上9月未滿	115	115		
	9月以上12月未滿	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未滿	117	117		
	3月以上6月未滿	118	118		
	6月以上9月未滿	119	119		
	9月以上12月未滿	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未滿	121	121		
	3月以上6月未滿	122	122		
	6月以上9月未滿	123	123		
	9月以上12月未滿	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未滿	125	125		
	3月以上6月未滿	125	126		
	6月以上9月未滿	125	127		
	9月以上12月未滿	125	128		
	12月以上	125	129		
34	3月未滿		129		
	3月以上6月未滿		130		
	6月以上9月未滿		131		
	9月以上12月未滿		132		
	12月以上		133		
35	3月未滿		133		
	3月以上6月未滿		134		
	6月以上9月未滿		135		
	9月以上12月未滿		136		
	12月以上		137		

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
36	3月未滿		137		
	3月以上6月未滿		138		
	6月以上9月未滿		139		
	9月以上12月未滿		140		
	12月以上		141		
外1	3月未滿		141		
	3月以上6月未滿		142		
	6月以上9月未滿		143		
	9月以上12月未滿		144		
	12月以上		145		
外2	3月未滿		145		
	3月以上6月未滿		146		
	6月以上9月未滿		147		
	9月以上12月未滿		148		
	12月以上		149		
外3	3月未滿		149		
	3月以上6月未滿		149		
	6月以上9月未滿		149		
	9月以上12月未滿		149		
	12月以上		149		

へ 医療職基本給表(一)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧 級							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	3月未満			1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4	1
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8	4
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12	8
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16	12
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17	13
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20	16
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21	17
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24	20
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25	21

旧号俸	経過期間	旧 級							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28	24
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29	25
13	3月未満	45	45	45	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32	28
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33	29
14	3月未満	49	49	49	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36	32
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37	33
15	3月未満	53	53	53	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40	36
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41	37
16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42	37
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43	37
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44	37
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45	37
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45	
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	46	
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51	47	
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48	
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49	
18	3月未満	65	65	65	61	57	53		
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54		
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55		
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56		
	12月以上	69	69	69	65	61	57		
19	3月未満	69	69	69	65	61	57		
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58		
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59		
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60		
	12月以上	73	73	73	69	65	61		
20	3月未満	73	73	73	69	65	61		
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62		
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63		
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64		
	12月以上	77	77	77	73	69	65		
21	3月未満	77	77	77	73	69			
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70			
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71			
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72			
	12月以上	81	81	81	77	73			
22	3月未満	81	81	81	77	73			
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74			
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75			
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76			
	12月以上	85	85	85	81	77			
23	3月未満	85	85	85	81	77			
	3月以上6月未満	85	86	86	82	78			
	6月以上9月未満	85	87	87	83	79			
	9月以上12月未満	85	88	88	84	80			
	12月以上	85	89	89	85	81			

旧号俸	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		24	3月未満		89	89	85		
3月以上6月未満			90	90	86				
6月以上9月未満			91	91	87				
9月以上12月未満			92	92	88				
12月以上			93	93	89				
25	3月未満		93	93	89				
	3月以上6月未満		94	94	90				
	6月以上9月未満		95	95	91				
	9月以上12月未満		96	96	92				
	12月以上		97	97	93				
26	3月未満		97	97	93				
	3月以上6月未満		98	98	94				
	6月以上9月未満		99	99	95				
	9月以上12月未満		100	100	96				
	12月以上		101	101	97				
27	3月未満		101	101	97				
	3月以上6月未満		102	102	98				
	6月以上9月未満		103	103	99				
	9月以上12月未満		104	104	100				
	12月以上		105	105	101				
28	3月未満		105	105					
	3月以上6月未満		105	106					
	6月以上9月未満		105	107					
	9月以上12月未満		105	108					
	12月以上		105	109					
29	3月未満			109					
	3月以上6月未満			110					
	6月以上9月未満			111					
	9月以上12月未満			112					
	12月以上			113					
30	3月未満			113					
	3月以上6月未満			113					
	6月以上9月未満			113					
	9月以上12月未満			113					
	12月以上			113					

ト 医療職基本給表(二)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧 級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25

旧号俸	経過期間	旧 級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未満	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未満	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未満	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未満	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未満	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月未満	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未満	77	77	77	73	69	65	
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70	66	
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月未満	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3月未満	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未満	86	86	86	82	78		
	6月以上9月未満	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		

旧号俸	経過期間	旧 級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
24	3月未満	89	89	89	85	81		
	3月以上6月未満	90	90	90	86	82		
	6月以上9月未満	91	91	91	87	83		
	9月以上12月未満	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
25	3月未満	93	93	93	89			
	3月以上6月未満	94	94	94	90			
	6月以上9月未満	95	95	95	91			
	9月以上12月未満	96	96	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
26	3月未満	97	97	97	93			
	3月以上6月未満	98	98	98	94			
	6月以上9月未満	99	99	99	95			
	9月以上12月未満	100	100	100	96			
	12月以上	101	101	101	97			
27	3月未満	101	101	101	97			
	3月以上6月未満	102	102	102	98			
	6月以上9月未満	103	103	103	99			
	9月以上12月未満	104	104	104	100			
	12月以上	105	105	105	101			
28	3月未満	105	105	105	101			
	3月以上6月未満	106	106	106	102			
	6月以上9月未満	107	107	107	103			
	9月以上12月未満	108	108	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
29	3月未満	109	109	109				
	3月以上6月未満	110	110	110				
	6月以上9月未満	111	111	111				
	9月以上12月未満	112	112	112				
	12月以上	113	113	113				
30	3月未満	113	113	113				
	3月以上6月未満	114	114	114				
	6月以上9月未満	115	115	115				
	9月以上12月未満	116	116	116				
	12月以上	117	117	117				
31	3月未満	117	117	117				
	3月以上6月未満	118	118	118				
	6月以上9月未満	119	119	119				
	9月以上12月未満	120	120	120				
	12月以上	121	121	121				
32	3月未満	121	121					
	3月以上6月未満	122	122					
	6月以上9月未満	123	123					
	9月以上12月未満	124	124					
	12月以上	125	125					
33	3月未満	125	125					
	3月以上6月未満	126	126					
	6月以上9月未満	127	127					
	9月以上12月未満	128	128					
	12月以上	129	129					
34	3月未満	129	129					
	3月以上6月未満	130	130					
	6月以上9月未満	131	131					
	9月以上12月未満	132	132					
	12月以上	133	133					
35	3月未満	133	133					
	3月以上6月未満	134	134					
	6月以上9月未満	135	135					
	9月以上12月未満	136	136					
	12月以上	137	137					

旧号俸	経過期間	旧 級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
36	3月未満	137	137					
	3月以上6月未満	138	138					
	6月以上9月未満	139	139					
	9月以上12月未満	140	140					
	12月以上	141	141					
37	3月未満	141	141					
	3月以上6月未満	142	142					
	6月以上9月未満	143	143					
	9月以上12月未満	144	144					
	12月以上	145	145					
38	3月未満	145	145					
	3月以上6月未満	146	146					
	6月以上9月未満	147	147					
	9月以上12月未満	148	148					
	12月以上	149	149					
39	3月未満	149						
	3月以上6月未満	150						
	6月以上9月未満	151						
	9月以上12月未満	152						
	12月以上	153						
40	3月未満	153						
	3月以上6月未満	154						
	6月以上9月未満	155						
	9月以上12月未満	156						
	12月以上	157						
41	3月未満	157						
	3月以上6月未満	158						
	6月以上9月未満	159						
	9月以上12月未満	160						
	12月以上	161						

チ 指定職基本給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新号俸
1から4まで	1
5	2
6	3
7	4
8	5
9	6
10	7
11	8

附則別表第3

イ 一般職基本給表(一)

職員の 区分	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
	旧号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
再任用職員 以外の 職員	1	-	-	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600
	2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700
	3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900	443,000
	4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200
	5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100
	6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000
	7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800
	8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600
	9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400
	10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200
	11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300	551,300
	12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000	558,300
	13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200
	14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100
	15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700
	16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900		
	17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200		
	18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300		
	19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400			
	20			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000			
	21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600			
	22			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700				
	23			299,100	351,900	372,700	411,900					
	24			301,100	354,100	375,300	415,300					
	25			303,000	356,500	377,800						
	26			304,800	358,700	380,400						
	27			306,700	361,000							
	28			308,700	363,200							
	29			310,600								
	30			312,500								
	31			314,400								
	32			316,200								
再任用職員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200	364,600	399,000	451,600

備考 1 この表は、他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。
 2 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で学長が定めるものの基本給月額は、この表の額にかかわらず、179,200円とする。

□ 一般職基本給表(二)

職員の 区分	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	旧号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	-	164,500	183,100	200,600	225,600	253,800
	2	120,200	171,200	189,000	206,600	232,500	261,000
	3	123,900	177,100	194,800	212,800	239,400	268,300
	4	127,700	183,100	200,500	219,300	246,500	276,300
	5	131,500	188,400	206,500	225,500	253,100	284,300
	6	135,600	193,300	212,700	232,200	259,900	292,500
	7	140,300	198,300	219,200	238,400	266,500	300,900
	8	145,100	203,600	225,000	244,200	272,700	309,000
	9	151,000	208,800	231,100	249,800	278,400	316,900
	10	157,000	213,800	236,900	255,600	283,800	324,400
	11	164,200	219,200	242,400	260,900	289,200	331,900
	12	170,900	224,200	248,000	266,000	294,500	338,900
	13	176,600	229,000	253,000	271,000	299,800	345,900
	14	182,100	233,800	258,100	275,900	304,700	351,900
	15	186,800	238,600	262,900	280,600	309,300	358,000
	16	191,200	242,700	267,400	285,300	313,800	363,900
	17	195,600	246,700	272,100	289,200	318,000	369,500
	18	199,400	250,400	276,700	292,700	322,300	374,800
	19	203,000	253,600	281,000	295,900	326,300	379,700
	20	205,900	255,900	284,600	298,800	329,900	384,200
	21	208,900	258,000	287,200	301,600	333,300	388,600
	22	211,700	259,900	289,400	304,200	336,400	392,700
	23	214,500	261,200	291,700	306,900	338,800	395,900
	24	217,200	262,600	293,700	309,300	341,300	
	25	219,500	264,200	295,700	311,700	343,500	
	26	221,600	265,900	297,600	313,700	345,900	
	27	223,700	267,500	299,400	315,800	348,100	
	28	225,900	269,200	301,300	317,700		
	29	227,800	270,700	303,100	319,900		
	30	229,800	272,300	305,000	322,100		
	31	231,700	273,900	306,800	324,100		
	32	233,300	275,600				
33		277,100					
再任用職員		192,700	204,200	211,500	227,800	253,100	285,900

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で学長の定めるものに適用する。

八 教育職基本給表(一)

職員 の 区分	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	旧号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1			251,900	284,800	364,700
	2	160,300	202,200	264,800	299,600	379,700
	3	168,200	210,900	277,500	314,700	392,100
	4	178,200	219,800	291,100	329,500	404,200
	5	189,000	229,300	304,900	344,700	416,200
	6	196,700	238,700	318,600	359,500	427,900
	7	203,900	251,100	331,700	374,400	439,300
	8	211,600	263,400	345,100	385,300	450,800
	9	219,900	275,800	357,900	395,700	461,900
	10	229,200	287,100	367,700	405,200	473,100
	11	236,800	299,100	377,700	414,200	484,500
	12	245,300	310,900	387,200	422,800	495,600
	13	253,200	318,700	395,800	431,100	506,800
	14	261,100	325,600	404,100	438,700	517,900
	15	268,500	332,200	411,700	446,100	528,200
	16	275,700	338,700	419,100	453,200	537,400
	17	282,400	345,100	426,200	459,300	546,400
	18	288,700	350,900	433,200	464,900	555,300
	19	295,000	356,600	439,000	470,400	564,200
	20	301,000	362,200	443,900	475,800	572,400
	21	306,700	367,600	448,300	481,100	578,700
	22	311,600	373,100	451,400	486,300	583,600
	23	316,000	377,700	454,500	491,400	588,200
	24	320,400	381,600	457,300	495,400	
	25	323,900	384,500	460,400	498,700	
	26	327,000	387,200	463,400	502,000	
	27	330,000	390,100	466,500		
	28	332,700	392,800	469,500		
	29	334,900	395,600			
	30	336,900	398,200			
	31	339,000	401,000			
	32	341,000	403,700			
	33	343,000	406,600			
	34	344,900	409,400			
	35	346,900				
	36	349,000				
	37	351,100				
	38	353,300				
再任 用職 員		238,800	287,200	303,200	335,300	416,400

備考 この表は、教授、助教授、講師、助手その他の職員で学長が定めるものに適用する。

二 教育職基本給表(二)

職員 の 区分	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級
	旧号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円
	1			310,100	403,500
	2	147,000	190,500	323,500	413,500
	3	153,100	197,400	336,700	422,900
	4	160,300	204,300	346,700	432,200
	5	168,200	211,700	356,800	441,600
	6	177,100	219,600	367,100	450,500
	7	187,100	230,500	376,900	459,200
	8	193,700	242,000	386,400	467,600
	9	200,300	253,600	395,900	476,600
	10	207,000	265,900	404,700	485,500
	11	214,100	278,500	413,500	495,400
	12	221,400	291,500	422,100	504,400
	13	229,600	305,100	430,200	512,800
	14	237,300	318,400	437,900	520,100
	15	245,200	331,000	445,300	524,500
	16	253,100	340,900	452,700	
	17	260,800	350,700	460,600	
	18	268,500	360,700	468,600	
	19	276,100	370,100	476,500	
	20	282,900	379,400	484,300	
	21	289,500	388,200	492,100	
	22	295,500	396,100	498,900	
	23	301,500	403,100	502,900	
	24	307,400	410,300		
	25	313,100	417,000		
	26	318,900	423,300		
	27	324,300	428,700		
	28	329,700	433,900		
	29	334,700	438,700		
	30	338,400	442,900		
	31	341,300	447,200		
	32	344,100	451,400		
	33	346,900	454,200		
	34	348,900			
	35	350,900			
	36	352,700			
	37	354,400			
	38	356,100			
	39	358,300			
40	360,300				
再 任 用 職 員		237,800	282,800	353,800	429,600

- 備考 1 この表は、附属養護学校に勤務する副校長、教諭、養護教諭その他の職員で学長の定める者に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で学長が定めるものの基本給月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

ホ 教育職基本給表(三)

職員の 区分	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級
	旧号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円
	1			269,200	398,800
	2	147,000	162,400	282,700	407,400
	3	153,100	170,700	296,400	415,800
	4	160,300	179,600	310,100	424,200
	5	168,200	190,500	323,500	432,400
	6	177,100	197,400	336,700	440,100
	7	187,100	204,300	346,700	447,700
	8	193,700	211,700	356,800	454,900
	9	200,200	219,600	367,100	461,700
	10	206,800	230,500	375,700	468,400
	11	213,500	242,000	384,100	475,300
	12	220,400	253,600	392,100	482,400
	13	227,700	265,900	399,800	488,800
	14	234,900	278,500	407,300	494,000
	15	241,900	291,500	414,700	497,900
	16	249,000	305,100	421,900	
	17	255,500	318,400	428,600	
	18	261,800	331,000	435,200	
	19	268,300	340,900	441,700	
	20	274,100	350,700	447,400	
	21	279,400	360,500	452,800	
	22	284,300	368,800	457,300	
	23	289,000	376,900	461,500	
	24	293,100	384,500	465,200	
	25	296,500	391,300	468,300	
	26	299,800	397,600	471,100	
	27	303,100	403,300		
	28	305,500	408,500		
	29	307,200	413,300		
	30	309,000	418,100		
	31	310,700	422,700		
	32	312,400	426,700		
	33	314,100	430,900		
	34		434,800		
	35		438,400		
36		440,800			
再 任 用 職 員		226,400	279,400	346,100	419,400

- 備考 1 この表は、附属小学校、附属中学校、附属幼稚園に勤務する副校長、副園長、
教諭、養護教諭その他の職員で学長が定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で学長が定める
ものの基本給月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

へ 医療職基本給表(一)

職員の 区分	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	旧号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	204,700	227,900	264,300	305,800	341,000	404,200
	2	138,600	176,100	211,800	236,100	273,700	315,800	352,400	416,200
	3	144,000	182,400	219,000	244,500	283,100	325,800	364,100	428,100
	4	150,800	188,800	226,700	252,900	292,500	335,800	375,600	440,100
	5	157,400	195,500	234,800	261,400	302,200	345,700	386,900	452,000
	6	165,000	201,900	243,000	269,800	311,800	355,300	398,400	463,800
	7	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500	364,800	410,000	475,600
	8	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000	374,200	421,600	487,700
	9	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400	383,700	432,700	500,000
	10	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500	393,200	442,700	512,500
	11	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600	402,600	452,200	520,000
	12	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000	411,200	460,100	527,100
	13	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500	419,300	466,300	533,700
	14	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200	425,300	472,700	540,300
	15	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300	431,000	479,300	545,600
	16	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000	434,900	483,400	549,900
	17	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600	438,500	487,500	
	18	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100	442,400		
	19	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900	446,000		
	20	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200	449,600		
	21	236,700	288,400	345,700	369,000	414,700			
	22	239,000	290,900	348,400	371,800	418,100			
	23	240,700	293,200	351,000	374,600	421,500			
	24		294,800	353,300	376,900				
	25		296,600	355,600	379,200				
	26		298,300	357,600	381,700				
	27		300,200	359,700	384,300				
	28		301,900	361,800					
	29			364,000					
30			366,200						
再 任 用 職 員		187,800	214,800	252,600	269,900	300,000	337,700	373,100	436,600

備考 この表は、医学部附属病院等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で学長が定めるものに適用する。

ト 医療職基本給表(二)

職員 の 区分	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	旧号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	220,200	242,500	273,500	309,800	342,000
	2	151,500	178,300	227,100	249,700	281,900	319,100	353,400
	3	157,100	186,700	234,900	257,000	290,400	329,100	365,000
	4	162,900	196,000	242,100	264,400	298,700	339,300	376,400
	5	169,100	201,600	249,300	271,900	307,300	349,300	388,000
	6	177,200	207,500	256,600	279,600	315,900	359,000	399,800
	7	185,600	213,400	263,800	287,300	324,100	368,500	411,900
	8	194,300	220,000	271,100	295,100	332,400	377,800	423,200
	9	199,400	226,900	278,400	303,000	340,000	387,500	434,200
	10	204,600	234,600	286,000	311,000	347,400	397,300	444,700
	11	209,900	241,800	293,500	318,600	354,900	407,100	455,000
	12	215,300	249,000	301,000	326,100	362,200	416,300	463,900
	13	220,900	256,300	308,300	333,200	369,700	424,700	471,700
	14	226,700	263,500	315,300	340,000	376,900	433,300	479,400
	15	232,600	270,700	322,100	346,800	384,400	441,500	487,100
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	16	238,300	277,900	328,500	353,300	391,400	449,200	494,000
	17	243,900	285,200	334,800	359,600	398,000	456,800	498,700
	18	249,400	292,300	340,700	365,800	403,900	464,500	502,900
	19	255,200	299,100	346,500	371,800	408,600	471,400	506,700
	20	260,500	306,000	352,300	377,200	412,600	476,000	
	21	265,500	312,800	358,000	382,500	416,800	480,000	
	22	270,500	318,800	363,500	387,400	420,600	483,500	
	23	274,700	324,600	368,600	391,300	423,900		
	24	279,100	330,400	373,400	394,600	426,400		
	25	283,100	335,800	377,400	397,700			
	26	287,200	339,700	380,700	400,900			
	27	290,700	343,000	383,700	403,800			
	28	293,800	345,900	386,500	406,200			
	29	296,200	348,600	389,300				
	30	298,300	350,700	392,000				
	31	300,100	352,700	394,300				
	32	302,000	354,600					
	33	303,900	356,500					
	34	305,800	358,600					
	35	307,700	360,700					
	36	309,600	362,900					
	37	311,400	365,200					
	38	313,500	367,400					
	39	315,400						
	40	317,400						
	41	319,200						
再 任 用 職 員		234,500	267,100	274,100	285,400	308,000	349,000	379,200

備考 この表は、医学部附属病院等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で学長が定めるものに適用する。

チ 指定職基本給表

旧号俸	俸給月額
	円
1	571,000
2	634,000
3	701,000
4	780,000
5	840,000
6	903,000
7	988,000
8	1,065,000
9	1,142,000
10	1,223,000
11	1,297,000

備考 この表は、学長が指定する職員に適用する。